

令和 8 年 3 月 12 日

◎弘田委員長 ただいまから、商工農林水産委員会を開会いたします。

(10 時 0 分開会)

本日からの委員会は、付託事件の審査等についてであります。当委員会に付託された事件は付託事件一覧表のとおりであります。

日程においては、日程案によりたいと思います。なお、委員長報告の取りまとめについては、19 日木曜日の委員会で協議していきたいと思います。

お諮りします。日程については、日程案によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎弘田委員長 御異議なしと認めます。

それでは、日程に従い付託事件の審査及び報告事項を一括議題とし、各部局の説明を受けることにいたします。

労働委員会事務局に入る前に委員の皆様にお願ひがあります。今議会は審議する事項がたくさんありますので、簡潔な質問でよろしくお願ひいたします。執行部側も簡潔な説明でよろしくお願ひをいたします。

《労働委員会事務局》

◎弘田委員長 最初に、労働委員会事務局について行います。

議案について、事務局長の説明を求めます。

◎山本労働委員会事務局長 初めに、令和 8 年度当初予算案について御説明いたします。お手元の資料 3 ページ、右側の説明欄を御覧いただきたいと思います。

まず、1 労働委員会運営費は、15 人の委員に対しまして、月 2 回開催します定例総会やあっせん等の委員業務について支払います報酬と、委員が参加します研修の負担金、また事務費は研修参加に係る旅費などを計上しております。

1 つ飛びまして、3 労働委員会事務局運営費は、事務局職員の研修参加に係る負担金、会計年度任用職員の報酬や広報に係る経費など、事務局の運営全般に係る経費を計上しております。

続きまして、令和 8 年 2 月補正予算案について御説明します。

資料 5 ページをお願いいたします。今回の補正はあっせん等の取扱い事件の増加等によりまして、委員の報酬が当初の見込みを上回りますことから、60 万円の増額をお願いするものです。

説明は、以上です。

◎弘田委員長 質疑を行います。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で、労働委員会事務局を終わります。

《商工労働部》

◎弘田委員長 次に、商工労働部について行います。

議案について、部長の総括説明を求めます。なお、第 46 号議案高知県収入証紙条例を廃止する等の条例議案については、説明は部長が一括して行い、各課長の説明は省略したいと思います。また、先ほど申し上げた第 46 号議案の質疑は、部長の総括説明の後に行い、その他の部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いますので御了承願います。

◎岡田商工労働部長 2 ページの令和 8 年度商工労働部当初予算総括表を御覧ください。一般会計の当初予算は、合計欄 88 億 3,900 万円余りで対前年度比率は 109%、金額はおよそ 7 億 3,000 万円の増額です。増額の主な要因は、雇用労働政策課所管の賃上げ支援事業の創設などによるものです。

その下、特別会計当初予算は合計欄 12 億 5,700 万円余りです。中小企業近代化資金助成事業は 5 億 4,900 万円余り、対前年度比率は 97.9%です。流通団地及び工業団地造成事業は 7 億 800 万円余り、対前年度比率は 85.2%です。減額の主な要因は、香美市で新たに開発を予定しておりました産業団地の開発見送りなどによるものです。

次に 3 ページお願いします。商工業分野の施策の展開です。

商工業分野では目指す姿の欄にありますように、人口減少下でも持続的に成長していく商工業の実現に向けて、生産性の向上と働き方改革の推進の両輪で、女性や若者、外国人など、多様な人材が活躍できる環境づくりを進め、矢印とアンダーラインのところにありますけれども、誰もがやりがいを持って生き生きと働ける高付加価値型経営の企業、これへの発展を目指して取組を強化します。

柱 1 から柱 5 の主な取組は、次のページ以降で整理をしています。4 ページと 5 ページにわたりますが、まず、4 ページでは柱 1 から 5 まで、5 ページには柱 5 に加えて持続的な賃上げの推進と危機管理対策の推進を記載しています。

まず 4 ページの柱 1、左上です。青色拡充の（１）の①中小企業経営資源強化対策事業では、産業振興センターによる製造業を中心とした各事業者の事業戦略の策定、実行支援体制を強化し、県内事業者のスケールアップなど伴走支援型で支援します。

青拡充の（２）企業立地促進事業は、主な拡充内容の①のとおり、企業誘致戦略に基づき中山間地域の宿泊業を補助対象に追加するとともに、②のとおり、県内事業者向けに賃上げ要件も追加します。

次に左下、柱 2 の赤新規（３）の防災関連製品海外販路開拓支援事業は、本県の防災製品や技術の売り込み先候補として有望なインドネシアで、防災セミナーや商談会を開催し、県内事業者の海外展開を促進します。

右上の柱3、赤新規の（4）地域通貨普及促進事業は、県内のデジタル地域通貨の普及促進を支援し、キャッシュレス決済の普及と県内経済の循環を促します。

その下、柱4の赤新規（5）人工知能活用システム開発は、県内IT事業者のシステム開発に関して、AI技術の活用を促進し、事業者のスキルアップを図ることで、競争力を高め、情報産業分野の地産外商につなげます。

右下柱5の赤新規（6）事業承継マッチング支援事業は、買手と売手のマッチング機会の創出に向けたオンライン及び現地でのイベントについて、民間事業者のノウハウを活用して実施することで、事業の継業と雇用の維持を支援します。

次5ページ、左上、赤の新規の（7）の①外国人材情報発信事業は、優秀な外国人材の送り出しが期待できるインドのナガランド州において、現地の若者に向けた動画等による情報発信や現地インフルエンサーによる本県のPRなどを行います。その下の②技能実習生講習施設整備事業は、技能実習生の円滑な受入れを目指し、高知での生活習慣や、いわゆる土佐弁、こういったものを学べる県内での入国後講習施設の整備を支援します。また、③技能実習生等受入支援事業は、初めて技能実習生や特定技能外国人を受け入れる事業者を支援します。

左下、持続的な賃上げの推進です。赤新規の（8）賃金向上環境整備事業は、生産性向上に資する補助金を活用し、持続的な賃上げを目指す事業者に対し、その原資の一部を支援します。

右上の危機管理対策推進です。青拡充の（9）商工業事業継続計画策定支援事業は、事業継続計画などの策定を促進し、万が一災害を受けた場合などの県内事業者の事業継続力向上を支援します。

その下に参考としてまとめていますが、令和7年度商工労働部が実施したデジタル技術活用、事業戦略、また働きやすい環境整備の3つの補助金は、令和8年度は産業振興推進部の所得向上推進企業等総合支援事業費補助金に統合して計上をしています。

6ページをお願いします。令和7年度2月の補正予算です。

一般会計の合計欄9億3,300万円余りの減額補正を計上しています。主な要因は、企業誘致補助金や県制度融資のコロナ資金利子補給金などで、本年度の執行見込みが当初の見込みを下回ったものです。

その下、特別会計の合計欄11億7,400万円余りの減額補正を計上しています。主な要因ですが、中小企業近代化資金は、事業者の償還計画の変更により、償還額が計画を下回ったこと、また、流通団地及び工業団地は、工業団地の分譲収入がなかったことなどから償還金額の減額をするものです。

7ページと8ページは債務負担行為です。7ページの商工政策課の外国人材の給付金をはじめ10件の債務負担行為をお願いしております。

9 ページをお願いします。上段の高知県が当事者である訴えの提起に関する議案は、後ほど経営支援課長から御説明をします。

10 ページをお願いします。高知県収入証紙条例を廃止する等の条例議案です。今回の取組は、2 の収入証紙制度の概要の現状にありますとおり、現在、運転免許証やパスポートなどの手数料を収入証紙で納付しているものを、その下の3 の新たな納付方法にあるとおり、現金やキャッシュレス決済に対応できる収納専用窓口を新たに設置し、県民サービスの向上を図るものです。

商工労働部では、左下の対象条例にある計量及び職業能力開発に関する2 つの条例を改正し、先ほど申し上げました現金やキャッシュレス決済に対応していきます。この条例改正は令和9年8月1日から施行予定です。

次の11 ページは審議会の開催状況です。先月2月16日に高知県中小企業・小規模企業振興審議会を開催し、主な業種の令和8年度取組の強化のポイント案について御審議をいただきました。また、2月18日には、高知県職業能力開発審議会を開催し、第12次高知県職業能力開発計画の方向性及び県立高等技術学校の在り方について御審議をいただきました。

その他、報告事項は仮称ですが、香美楠目産業団地の開発見送りの概要について後ほど企業誘致課長から御説明をいたします。

総括説明は、以上です。

◎弘田委員長 先ほど部長から説明のありました第46号議案高知県収入証紙条例を廃止する等の条例議案ですが、これについて質疑を行います。

◎塚地委員 今まで現金で収入証紙を買っていた場所がありますよね。そこの閉鎖みたいなことが同時に行われることになるのでしょうか。

◎津口工業振興課長 商工労働部関連のうち、計量検定に関して申し上げますと、工業技術センターの中に発明協会がありまして、そこが売りさばき人として指定されております。今後、新しく収納専用窓口に移行したとしても、まだ決定ではないんですけれども、その売場は残しておきたいと考えております。

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で、第46号議案の質疑を終わります。

続いて、所管課の説明を求めます。

〈商工政策課〉

◎弘田委員長 初めに、商工政策課の説明を求めます。

◎西山商工政策課長 商工政策課の令和8年度当初予算と令和7年度補正予算について御説明いたします。

まず1 ページ目の当初予算です。資料の一番上にあります、商工政策課の令和8年度当

初予算額は3億3,069万7,000円で、前年度に比較して8,738万9,000円の増となっております。増額の主な要因は、外国人材の受入体制を強化するための新規事業の創設などによるものです。

次の2ページ、歳入です。主なものを御説明いたします。

資料中ほどにあります9国庫支出金の6商工労働費補助金7,457万2,000円については、前年度から6,400万円ほど増額となっております。これは国の地域未来交付金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、外国人材の受入体制を強化するための新規事業などに充当したことによるものです。

その下の10財産収入の1財産貸付収入は、県が保有しております特許権等に係る実施料収入などがございます。

次に4ページに移りまして歳出です。右端の説明欄に沿って主なものを御説明いたします。

まず2の商工政策推進費は、中小企業・小規模企業振興審議会委員報酬や部及び課の運営に要する事務費、会計年度任用職員の報酬などです。

次の5ページに移りまして3の事業者地震等対策促進事業費です。こちらは商工業者の災害に備えた体制づくりを支援するものです。

1つ目にあります商工業事業継続計画策定支援事業委託料は、BCPの策定に必要な知識を深めるための策定講座と、策定したBCPを有効に機能させるための訓練講座の開催に要する経費です。

その下の商工業事業継続力強化計画策定促進事業委託料は、簡易版BCPとも言われております事業継続力強化計画の策定講座の開催や個別の策定支援に要する経費です。特に小規模事業者の計画策定を促進するため、今年度から中小零細企業とのネットワークを有する高知商工会議所に業務を委託しており、来年度も引き続き策定率向上に向けて取り組んでまいります。

その下の事業継続計画策定支援手引書改訂委託料は、今年の3月に南海トラフ地震による本県の被害想定について見直しが行われますため、これを踏まえ事業者がBCPを作成する際の参考とする手引書を改訂するものです。

その下の中小企業耐震診断等支援事業費補助金は、県内で製造業を営む中小企業が行う事務所や工場などの耐震診断や耐震設計などに要する経費を補助するものです。

次に4知的財産活用促進費は、県内企業の知的財産の活用を促進するとともに、県有知的財産の適切な権利化と維持管理を図るものです。

2つ目にありますセミナー開催委託料は、県内企業の知的財産の活用を促進するためのセミナーの開催経費、その2つ下にあります知的所有権センター運営費補助金は、高知県発明協会に対して特許情報を県内企業に提供するための経費などを補助するものです。

次に5外国人受入環境整備事業費は、県内における外国人材の受入を促進するとともに本県への定着を図るものです。

次の6ページに移りまして、このページの委託料、補助金のうち新規事業につきましては、後ほど補足説明資料で説明いたしますので、先に議案書での説明分を御説明いたします。

まず1つ目の外国人材雇用相談窓口事業委託料は、外国人材の雇用を検討する事業者に対する無料相談窓口の運営や広報、また、外国人材のポータルサイト保守に係る経費です。

その下の高度外国人材雇用促進事業委託料は、県内企業と留学生等とのマッチングを図るため、企業との交流ツアーや合同企業説明会の開催に係る経費です。

次にその3つ下、外国人材受入環境整備事業費補助金は、外国人材を雇用する事業者に対して、フォークリフトなどの技能の習得や、業務に必要な日本語教育などスキルアップに係る経費を補助するものです。

次の7ページに移りまして、補足説明資料です。このページにつきましては、修正がありましたため修正後の資料で御説明いたします。

外国人材の受入に関する新規事業ですが、右側の令和8年度取組欄を御覧ください。来年度は県内事業者における人手不足に対応するため、人材交流に関するMOUを締結したインド北東部のナガランド州など、有望地域からの受入を強化してまいります。

青色の枠に大きく4点ありますが、まず1の有望地域における本県のPRの(1)動画制作では、県内の事業所で活躍する外国人材を取材し、海外と県内事業者向けの動画を制作いたします。

(2)の看板制作は、本年度、MOUを締結したナガランド州に本県をPRする看板を設置いたします。

また(3)といたしまして、海外のインフルエンサーを招聘し、SNSでの情報発信を強化するなど、本県のPRを強化してまいります。

次の2点目といたしまして、業界団体の受入に係るキーマンを海外に派遣し、本県のPRを行うとともに、そのキーマンによる業界団体への説明会を開催し、受入事業者の拡大を図ってまいります。

次の3点目といたしまして、技能実習生や特定技能外国人を受け入れる事業者を支援するため、MOU締結地域からの初めての受入、または過去に外国人材の受入がなく、新たに受け入れる事業者に対し補助を行います。

次の4点目ですが、県内には技能実習生の入国後講習施設がなく、多くの監理団体が県外の講習施設を利用していることから、県内に入国後講習施設を整備する事業者への補助を通じまして、方言や本県の文化などを学ぶ機会を確保し、定着につなげてまいります。

下の段の黄色の枠に移りまして、高度外国人材に関する取組です。県内企業における担

い手不足への対応や、海外への販路拡大等を支援、促進するため、高度外国人材の受入れを強化してまいります。

ステップ1にありますように、まずは国内留学生への就職関連の情報の発信により、県内就職を促進いたします。

さらにステップ2といたしまして、海外大学生もターゲットに加え、一番下のマル新にあります県内高等教育機関と協定を締結している海外大学や、県とMOUを締結した地域の海外大学からインターンシップを受け入れる企業に対し、渡航費や住居の賃借料などを支援してまいります。

次に8ページに移りまして、債務負担行為について御説明いたします。

外国人材就労定着奨励給付金は、本県とMOUを締結した地域などに所在します県の認定を受けた日本語学習施設で学び、3年間、高知県内に就労した技能実習生、特定技能外国人に対して定着奨励金を給付するもので、令和8年度から令和12年度までの債務負担行為を計上しております。

次に9ページです。令和7年度の補正予算について御説明いたします。予算総括表の1段目、商工政策課は2,081万6,000円の減額をお願いするものです。

次に10ページに移りまして歳出の主なものにつきて、右端の説明欄に沿って御説明いたします。

1の商工政策推進費の3つ目にあります中小企業世論調査委託料は、入札により契約額が見込みを下回ったため減額するもの。

その下の事務費は、育休代替職員の人件費などにつきて、執行が見込みを下回ったため減額するものです。

次に2の事業者地震等対策促進事業費の中小企業耐震診断等支援事業費補助金は、当初申請を見込んで計上しておりました事業者からの申請がなされなかったため減額するものです。

次に3外国人受入環境整備事業費の1つ目の海外出張業務委託料は、海外での車両の手配に係る経費が見込みを下回ったため減額するもの。

その下の外国人材雇用相談窓口事業委託料は、この委託料の中に雇用事例集の作成委託料も含まれており、主にその入札残によるものです。

その下の外国人材受入環境整備事業補助金は、この補助金のうち入国前教育施設運営事業につきて、補助対象となる教育施設が廃止となったため減額するものでございます。

11ページに移りまして、4特別高圧電気料高騰対策事業費の給付金は、本年度6月補正で計上した給付金について、給付金が不足しないよう計上しておりましたが、申請が見込みを下回ったため減額するものです。

以上で、商工政策課の説明を終わります。

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎上治委員 まず、商工業のBCPを委託でやるんですが、委託業者はどういうふうに決めているのか。毎年やるき変わらんがやないろうかと思うところやけど、そこが1つと。それから、これをずっとやってるんですけど、全体で言ったらどのくらいまで仕上がってきておるのか。災害の関係で県の被害想定が変わったら、またやり直さないかんものなのか。その3点。

◎西山商工政策課長 まず、委託事業者について、1つ目のBCPの策定につきましては、プロポーザルで事業者を選定しております。この数年、昨年度と今年度は同じ事業者が取っております。令和7年度は1社の応募でしたが、その前には2社応募があったりといったことがありました。また、ジギョケイという簡易版BCPにつきましては、今年度から高知商工会議所に単独契約の形で随意契約をし、小規模な事業者に対する支援を手厚くすることに變更しております。

BCPにつきましては、当課では50人以上の商工業者、20人から49人の商工業者を南海トラフの行動計画の目標として定めております。まず50人以上につきましては、令和6年度末で83.8%が現在2月時点で85.1%、20人から49人につきましては、令和6年度末で27.8%が34.4%と少し増加しております。

3点目の改めてやり直すものかどうかの点ですが、策定率の点では改めてということでは考えてはおりませんが、今後の被害の状況ですとか、各社の状況もありますので、見直しですとか、訓練といったものを通じて随時見直しをしていただきたいと。また、そうした反映が必要なケースがありましたら、策定講座の中で講師などからも説明を加えていただきたいと考えております。

◎上治委員 今20人から上の話なんですけど、19人以下はもうやらないのか、あるいはどういうふうに進めるのか。

◎西山商工政策課長 19人以下のところにつきましては、この策定講座、ジギョケイですとか、BCPの策定講座へ参加して策定いただく形を考えております。今年度もジギョケイ、簡易版BCPの講座につきましては、42社中20社が20人以上ですので、半分ぐらいがそれ以下で参加をいただいているところです。なお、従業員が少なくなればなるほど、このBCPでありますとか、ジギョケイになりますと策定にかかる労力がかかってくるかと思えます。そうしたところにつきましては、超簡易版BCPということで、A3、1枚ぐらいで策定できるシートをホームページにも公開しておりますので、商工会、商工会議所、市町村などを通じて周知して、まずは取組の意識を高めていただきたいと考えています。

◎上治委員 ぜひ商工会議所、あるいは商工会も通じながら小さいところまでしっかりと目を光らせていただきたいと思います。

もう1点、先ほど説明のあった外国人の受入れのポンチ絵の、R8年度の取り組み（案）のマル新の4番目、入国後の講習施設の整備に5,000万円、まだイメージが湧かないんですけど、どんなにするのか、流れの説明をお願いできますか。

◎前田商工政策課企画監（外国人材受入推進担当）兼外国人材受入推進室長 今後、補助制度ができましたら公募を行います。公募審査により補助事業者を決定しまして、県内で1か所整備を想定しております。

◎上治委員 今、仮に自分らのイメージでいうたら商工会なのか、一定公的なところの施設の中に、会議室でも何でも整備をし直してやるのか。

◎前田商工政策課企画監（外国人材受入推進担当）兼外国人材受入推進室長 現在、県内で1事業者が実施されたいというお声は聞いておりまして、そこに関しましては、高台移転した関係で廃校になった施設を改修して利用する予定とお聞きしております。その施設の特徴としましては、宿泊を伴う施設になります。約1か月講習が必要になりますので、1か月間、外国人材の方が暮らすようになります。

◎上治委員 建物は、1か月以上の宿泊ができて、そこで研修ができる施設の改修をする整備を補助金でしめようと。つくったら今度は運営ですよ。運営はどういうふうに考えてるんですか。補助金で物ができるまでがこの令和8年度ですか。

◎前田商工政策課企画監（外国人材受入推進担当）兼外国人材受入推進室長 令和8年度の予算で施設改修と備品整備を補助します。運営に関しては考えておりません。

◎上治委員 最後です。結局、その運営をどこかにやらしてもらわな整備する必要がないわけやけど。イメージとしたら、しっかりとやってくれるところが大体ある程度いけるだろうということでの理解でいいですかね。

◎前田商工政策課企画監（外国人材受入推進担当）兼外国人材受入推進室長 おっしゃるとおりです。

◎塚地委員 すごく大事な施設になると思っています。今は県外で1週間研修を受けて高知へ来られるのを、高知でできるということはすごくいいことやなとは思いますが。ここでの経験が、その後、高知県に定住できるかどうか、ある意味決定づけられる大変重要な施設になると思っています。その施設もそうですけれど、定員がどうなのか、指導に当たる方々の経験がどうなのか、その経営者の方と県との関係性がどうなのかとか、このあたりはすごく丁寧に検討もしていただかんといかんき、今、公募のお話はあったけど、既にそこにもう決まっているみたいな聞こえ方がしたので、そこらあたりはどうなんかなと思って確認を。私の危惧も含めてお話しいただけたらと思います。

◎前田商工政策課企画監（外国人材受入推進担当）兼外国人材受入推進室長 現在、県内、監理団体が約24ありますが、ほとんどが県外、例えば羽田空港近くの講習施設を利用しております。そこは、全国のたくさんの技能実習生が学習をして、各都道府県の事業所へ入

っていくので、一定運営が成り立つ状況です。高知県で施設を整備した場合、年間約 300 人程度になろうかと想定しております。その人たちが使わないと運営も厳しくなる状況でして、そういう運営がちゃんと成り立つかという点。あと、おっしゃったように定着につながるように、高知の文化とか、方言もそうですし、あと地域との交流をしっかりとやってもらうことを補助要件として想定しております。

◎北條商工労働部副部長 補足です。先ほど公募がどこか決まっているんじゃないかというようなニュアンスの御質問を頂いていました。公募ですので、県内でそうした動きがあるのはもちろん、先ほど前田が説明しましたとおりですけれども、それ以外の参入を当然妨げているわけでもありません。先ほど前田が言いました高知で定住というような観点で私たちが高知の例えば方言だとか暮らしだとか、ごみの出し方とか、そういうところも加味した上で公募先を決定していくと。ある特定の動きはあるけれども、そこが決まったものではないことは御説明させていただきたいと思います。

◎塚地委員 説明でその場所が特定されているように聞こえたんで、場所は決まっていって運営だけ公募を出しているのか、そこはどんな感じなんでしょうか。

◎前田商工政策課企画監（外国人材受入推進担当）兼外国人材受入推進室長 場所も含めて決まっておりません。今、お声を聞いているところは、こういったところでやりたいということは言われておりますが、公募をするに当たっては場所も含めて、手を挙げていただくようにしております。

◎塚地委員 大変大事な事業だと思います。人権の問題も絡んできますので、そこは丁寧な事業者選びということにぜひ尽力していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。今、言っているところが分かんないので、そこが駄目だという話をしているわけではありませぬので、そこは勘違いしないようにしておいてください。

◎西森（美）委員 外国人材ですけど、事業者の皆さんからすると、特定技能なの技能実習なのか、そこの部分が自分の会社にとったらどっちが大事なのかということと、特定技能で実習を 3 年して、移行していくときの手続の煩雑さとかという相談をたくさんいただくんですね。令和 7 年の新規の事業の中に、相談窓口が設置されたと思います。そこにこの 1 年間で寄せられている相談の内容、それを踏まえて今回、新規事業とかも立ち上げてくださったのかなと推察するんですけど、そのあたりどんな要望がありますか。

◎前田商工政策課企画監（外国人材受入推進担当）兼外国人材受入推進室長 昨年 4 月にふおれこという相談窓口を開設しましたが、現在 23 件の相談がありまして、先ほど委員がおっしゃったような技能実習から特定技能への移行の手続が分からないという相談は 1 件、多くがどこで雇用手続を知ったらいいとか、どこに言えば外国人材を雇用できるとか、そういった相談が多くなっております。ふおれこでは、技能実習生に関しては県内の監理団体を御紹介しております。

◎西森（美）委員 定着とそれから採用のルートとか、そのあたりを知りたいお声が結構あるんだろうなと思います。その御要望いただいて当初予算に上がってきているものは、具体的なサポートの内容をどういうふうに使えるものなのか、事業者の立場に立って御説明いただけたらありがたいです。

◎前田商工政策課企画監（外国人材受入推進担当）兼外国人材受入推進室長 雇用を検討されている事業者へのサポートとしまして、補足説明資料の3にあります技能実習生と特定技能外国人を受け入れる事業者への補助ということで、MOU人材交流に関する覚書を締結しました地域から初めて受け入れる方、または過去に外国人材を受け入れたことがない事業者に対する支援としまして、定額補助を予定しております。

◎西森（美）委員 これは多分、相談の窓口でニーズをキャッチしてやられることだと思うので、これからしっかり周知をしていただきながら、相談に来られない事業者の方も同じような潜在的なニーズがあると思うので、しっかり推進をしていただきたいと思います。

あと、これも今年から始まったんですけど、優良事業所の認定制度が運用開始されたと思います。その実績と今後の取組についてもお示しいただけますか。

◎前田商工政策課企画監（外国人材受入推進担当）兼外国人材受入推進室長 今年4月からスタートした制度で、本年度は34事業者が認証を取得してくださいました。9月には認証式も行いまして、マスコミを通じてなんですけど、広く発信できたかと考えております。この取組が受入れだけではなく、事業者における暮らしの環境づくりであったり、学ぶ環境づくりの整備に取組を進める上では非常に重要な制度とっておりますので、これをしっかり広く進めていきたいなと思っております。

◎西森（美）委員 今、外国人材を欲しくても国際的な情勢もあるし、県外に流れてしまっていく状況もあるので、しっかり事業者の皆さんの困り事というか、そこをしっかりと掌握していただいて進めていただくようお願いしておきます。

あともう一つ、先ほどの事業継続力強化の計画についてです。2019年の北海道の胆振東部地震とか西日本豪雨を受けて、中小規模の中小企業にとっては人がおらんというのと、小さな会社なので災害が起きたときに、それぞれに支援すれば大丈夫みたいな感じで、BCPが進まない背景がある中、簡易型で入り口を広くしたというかハードルを下げたということやと思うんです。先ほど課長からあったように、フォーマットもA3判で簡易版になっているし、先ほど御答弁の中にも実績はあったんですけど、一応目標値の設定などは、どう考えられているのか教えてください。

◎西山商工政策課長 事業者の数が非常に多い商工業で考えますと多い状況にあります。そのため従業員の一定数ということで、20人以上の事業者をKPI策定の目標として掲げております。なぜ従業員がその辺かといいますと、やはり従業員の雇用を守ったり、特に製造業ですとサプライチェーン、要はこの途中段階、製造の過程、途中段階で仕事に組み

込まれているといったこともあろうかと思いますが、この商工業の中で従業員が一定数ということで整理をしております。

◎西森（美）委員 目標値みたいなものは具体的にはないんですか。

◎西山商工政策課長 目標値は南海トラフ行動計画のK P Iを目標として令和9年に50人以上については95%、20人から49人については50%を目標として今のところ掲げております。

◎西森（美）委員 進捗状況は、令和9年までに達成できる見込みなんですね。

◎西山商工政策課長 達成できるように頑張っていきたいと考えております。

◎西森（美）委員 例えば、BCPからマネジメントのほうに移らないかんと思うので、この計画ができることがまず大事やと思うんです。申請からこれで策定できましたねというところまでの期間はどれぐらいかかるもんなんですか。

◎西山商工政策課長 策定期間は、企業によって頑張れば1年以内にはできるものだと思います。ただ、BCPになりますと、先ほど言ったようにちょっと労力がかかったりといったこともあるで時間はかかろうかと思います。ジギョケイの講座、今年度、商工会議所に委託してやらせていただいたものは、ある意味、その場でほぼ仕上がりまでサポートさせていただいておりますので、ほぼ完成に近い形でその講座の間にできていく形にはなろうかと思います。

◎西森（美）委員 最後です。簡易版なので、安否確認とかいろんなことを、フェーズが短いというか、発災直後から数か月だと思うので、つくるのは1日でできると思うんですけど、先ほども指摘があったように見直し、訓練ということが大事だと思うので、そこもしっかり伴走していただきたいと思います。

◎西山商工政策課長 このBCPの講座につきましては、策定講座、訓練講座と2本構えております。特に訓練講座にも参加していただいたところについては、他社の取組が参考になったといったお話もいただいておりますので、引き続き訓練講座も行っていきたいと考えております。

◎上治委員 もう一回。最初の施設の整備事業のところです。公募の要件に、その施設を整備して運営をして、こうこうでやっていきます、こうしていきましょうというような内容まで公募の中になかったらですね、何か5,000万円以内の補助だと思うんですけど、公募をする内容はどう考えているんですか。

◎前田商工政策課企画監（外国人材受入推進担当）兼外国人材受入推進室長 公募審査会では審査項目を約30ぐらいにわたって定めます。そこでは、例えば方言とか産業を学ぶ授業を何時間以上しなさいとか、観光や地域のイベントへの参加をやることとか、あと防災教育を地域の消防や警察と連携してすることなどを審査項目として挙げていますので、公募された事業者で評価して、最も高い人に施設整備をやってもらようになります。

◎上治委員 そしたら、施設を整備をするところと、その整備が仕上がった後、運営をするところは違うところになる考えなんですか。

◎前田商工政策課企画監（外国人材受入推進担当）兼外国人材受入推進室長 同じになります。

◎上治委員 同じになるんやったら、授業の内容ではなくて、要は運営をしていくわけなんで、先ほど年間 300 人程度がなかったらなかなか運営も厳しいだろうと。目的は県内事業所における人手不足に対応し、高知県にできるだけ外国人をきてもらうために県がその努力をしてやるわけやけど、その事業者が仮に人数が想定より少なかった。厳しい状況を考えてときには、県は一定その支援をしていくということなのか。せっかく考えてやってるんで、いろんなシナリオがあると思うんですが、それどこまで考えちゃうのか。部長がええがやない。

◎岡田商工労働部長 まず、施設整備とその運営をする会社は一体ということで考えております。事業計画につきましても、審査会の中で一定水準以上のレベルを審査することにしておりますので、その点は担保ができるのではないかなと考えています。基本的なベースでは、国とかが定めているカリキュラム、これは当然やっていくんですけども、先ほどから説明していますように高知に定着していただけるようなノウハウ、そういったものも審査会の中できっちり審査をして、県内への定着、それを促していくと。ランニングコストについては今は考えておりません。イニシャルコストの補助ということで、後の運営については民間のノウハウを持ってしていただきたいと考えています。

◎上治委員 最後です。しっかりと官民連携をして、せっかく高知県内に働く雇用の場を少しでもという、高知県は賃金的にも多分ほかからいったら条件的に不利な県だとは思って、いろんな面で外国人の方が高知でよかったよ、高知へ来たらこういうこともあるということで頑張ってください。

◎土森委員 インドのナガランド州のMOUが動くようになってきたんですけど、どの辺の層がどれぐらい来てもらうような政策をつくっているのか、教えてください。

◎前田商工政策課企画監（外国人材受入推進担当）兼外国人材受入推進室長 インド、ナガランド州の若者で、男性女性も問わず、現在、4月当初はゼロだったものが、年度内に30名程度入ってくる見込みになっております。現在、働いている業種としましては、農業、宿泊業、今後、製造業、介護でも入ってくる見通しとなっております。

◎土森委員 あと1つ、海外大学生のインターンシップですかね。それを受入れするということで、この高度外国人って書いちゃうがですけど、どれぐらいの規模でやっていくのか。

◎前田商工政策課企画監（外国人材受入推進担当）兼外国人材受入推進室長 現在、県内の高度外国人材、いわゆる技人国というビザを持っている方は236名で、一昨年前と比べ

て 30 人ぐらいは増えたものの、外国人労働者に占める割合は全国最下位、人数的には全国の下から 3 番目の状況になっています。県内事業所の担い手不足への対応としまして、高度外国人材の受入れを積極的に進めていきたいと思っております、例えば、インドネシアのブラウイジャヤ大学とか、高知大学と協定がある大学から既にインターン受け入れ始めつつあります。来年度につきましては約 20 名分の予算を取っております、そういった受入れを進めていきたいと思っております。

◎土森委員 受入先の企業もある程度あるがですか。

◎前田商工政策課企画監（外国人材受入推進担当）兼外国人材受入推進室長 企業のほうもお世話する方とか期間によってはかなりハードルが高くなってきますので、具体がまだ詰めていない状況ですが、20 社程度は受け入れられるのではないかと考えております。

◎上田委員 高度人材のことでお伺いしたいんですけども。介護事業所は、本当に外国人がいないと成り立たないような状況なんですけど、その中で例えば、その法人が老健施設とかをやっていた場合、一定看護師というのには必要なんです。本会議でもあったけど、看護師の成り手が本当になくて、そこはどうしゅうかという、日本語能力試験で N 1 とか N 2 とか、そういう優秀な方を専門学校で看護師の資格を取らせて、それでまた帰ってきてもらうという、今、そういうことまで現場はやっています。それぐらいもう人はいない、そういう中で介護、高度人材の受入れの強化とありますけれども、そういった部分まで踏み込んで、県として何か補助することは検討していますか。

◎前田商工政策課企画監（外国人材受入推進担当）兼外国人材受入推進室長 商工労働部としましては、産業は問わず高度人材の受入れを進めていくところではありますが、そういう資格、免許のいる看護師とか医師とかについては所管課のほうで対応していくことになろうかと考えております。

◎上田委員 ぜひ、現場を回って見ていただきたいと思います。

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で、商工政策課を終わります。

〈産業デジタル化推進課〉

◎弘田委員長 次に、産業デジタル化推進課の説明を求めます。

◎坂本産業デジタル化推進課長 まず、当課の令和 8 年度当初予算について御説明いたします。

1 ページです。上から 2 段目、令和 8 年度の産業デジタル化推進課の当初予算の総額は 2 億 9,178 万 2,000 円で、令和 7 年度の当初予算と比べ 3 億 2,057 万 5,000 円の減額となっております。これは、今年度実施した県内企業のデジタル技術の導入を支援するためのデジタル技術活用促進事業費補助金につきまして、来年度、産業振興推進部が新設する、事業者の高付加価値化に向けた取組を支援する、所得向上推進企業等総合支援事業費補助

金に統合することによるものです。

続きまして、歳入の主なものについて御説明いたします。2 ページです。

上から3つ目の6 商工労働費補助金は、デジタル人材の育成確保の事業や、県内企業のデジタル化を促進するための事業などに充当するための国の雇用開発支援事業費等補助金や、地域未来交付金を受け入れるものです。

一番下の合計の欄、令和8年度の歳入合計は1億2,263万1,000円となっており、令和7年度と比較して3億1,589万8,000円の減額となっております。主な理由としましては、国の交付金を活用して実施しておりましたデジタル技術活用促進事業費補助金につきまして、先ほど御説明したように産業振興推進部が新設する補助金に統合することによるものです。

続きまして、歳出について御説明いたします。3 ページですが、主な事業の説明に入る前に令和8年度の県内事業者のデジタル化の促進に向けた取組の全体像について、この補足資料で御説明いたします。

まず、左上の現状につきまして、物価高騰や人手不足などの経営課題に対し、デジタル技術の活用に関心が高まりつつある中、中規模事業者の取組は一定進展してきております。一方で県が実施したアンケート調査では、小規模事業者のうち約半数がデジタル化の取組を実施していないという回答となっております。

以上の現状を踏まえまして、右の課題についてです。①デジタル化の取組の量的拡大・質的向上に向けた啓発活動のさらなる強化、②どのようなツールを導入すればよいか分からない、分かる人材がいないという事業者も多いことから、身近でデジタル化のイメージを持ちやすいテーマでの支援、③デジタル化を進めている事業者がその取組を持続的なものとしてDXまで高めていくためのデジタル投資体制構築の支援が必要と考えております。

これらの課題を踏まえまして、令和8年度は県内事業者のデジタル化の取組度合いに応じて、3段階に分けて支援を行ってまいります。

まず、普及啓発として、黒丸の1です。本年度初開催しました優良なデジタル化の取組を表彰する「こうちデジ活アワード」について、新たに小規模事業者や製品サービスを対象とした部門を設けつつ来年度も開催し、優良事例を広く発信することで、取り組む事業者の裾野の拡大につなげたいと考えております。

次に事業者への伴走支援や人材育成について、青色一番左の第1段階です。県内事業者の9割を占める小規模事業者の支援に向けて、商工会や商工会議所、よろず支援拠点など、各支援機関と連携しながら啓発や伴走支援を行うとともに、黒丸の5 高知デジタルカレッジにおいて多くの事業者に共通する経理業務や、黒丸の6 小規模事業者でも身近で効果を実感しやすい広報・PRのデジタル化といったテーマの講座を開催いたします。

次に資料中ほどの第2段階においては、デジタル化に取り組む意思を持つ事業者を対象

に、産業振興センターのデジタル化推進コーディネーターによるデジタル化計画の策定実行の伴走支援などによりまして、デジタル技術の導入を効果的計画的に行うための支援を行ってまいります。

また、黒丸の 10 高知県プロフェッショナル人材戦略拠点において、都市部の大企業などに勤める専門的な知識や経験を持ったプロフェッショナル人材と県内事業者のマッチングを支援することで、事業者の経営課題の解決につなげてまいります。なお、この事業は今年度まで高知県 U I ターンサポートセンターで実施していましたが、事業効果をさらに高めるため、事業者と接する機会が多く、経営課題を把握している産業振興センターに来年度から事業を移管することとしています。

その次、黒丸の 13 高知デジタルカレッジにおいては、企業のデジタル化担当者、一般社員を対象に、それぞれの立場や役割に応じて必要となる知識などを学ぶ講座を開催します。

最後の第 3 段階においては、部門ごとの効率化にとどまらず、会社全体の最適化を目指す意思のある事業者を対象に、事業者のデジタルトランスフォーメーションへの取組を支援いたします。

黒丸の 14 産業振興センターに配置した D X 戦略アドバイザーを中心に、事業者に寄り添いながら計画の策定実行を支援します。

また、黒丸の 17 高知デジタルカレッジにおいて、経営層向けに、現在のトレンドや求められる役割などに関するセミナー、それから黒丸の 18 現在、全国的に活発になってきているシステム開発における A I の活用について、県内での活用促進に向けた実証事業を行いまして、県内事業者のデジタル化や D X を支えていただいている県内 I T 事業者のスキルアップなどを支援してまいります。

最後に一番下、ピンク色の段、補助制度です。多くの事業者でデジタル化に取り組むための導入コストが課題となっていることから、今年度に引き続き県単独の補助制度で県内事業者のデジタル投資を後押ししたいと考えております。なお、この補助制度につきましては、これまで当課で実施してきたデジタル技術活用促進事業費補助金を、来年度は産業振興推進部が新設する所得向上推進企業等総合支援事業費補助金に統合しまして、デジタル化による生産性向上を含め高付加価値型経営への転換に向けた事業者の取組を業種横断的に支援することとしております。

それでは議案説明書に戻りまして 4 ページです。右端の説明欄に沿って、主な事業について御説明いたします。

上から 3 行目、2 デジタル化推進事業費は、先ほど御説明したとおり県内企業のデジタル化の取組を促進するとともに、デジタル化に対応するための人材を育成確保するための事業費となっております。

その 1 つ下のデジタル化人材育成講座実施委託料は、県内企業への転職を目指す方がデ

デジタル化の担当者として就職活躍していくためのスキルを学ぶ人材育成講座の開催に係る経費です。

次の中小企業等デジタル化人材育成講座実施委託料は、県内企業がデジタル化に対応するために必要な企業内部のデジタル人材を育成する講座の開催に係る経費です。

その次のデジタル化普及啓発事業委託料は、県内事業者におけるデジタル化の優良事例を表彰する「こうちデジ活アワード」を開催し、入賞事例を広く発信することで企業のデジタル化の普及啓発につなげるための費用です。

1つ飛ばしまして人工知能活用システム開発等委託料は、県庁の働き方改革につながる業務や作業をテーマにしたAIを活用したシステムの開発と、その開発の過程で得られたノウハウの横展開について、県内のIT事業者に委託するための費用です。

次の中小企業等デジタル化促進事業費補助金は、産業振興センターに専門人材を配置して実施するデジタル化の支援事業に関する人件費や活動費などに係るものです。

次の小規模事業者等デジタル化支援推進事業費補助金は、高知県商工会連合会にデジタル化支援員を配置して実施する経営指導員の支援やセミナーの開催など、デジタル化の支援事業に関する人件費や活動費などに係るものです。

その次、5ページです。一番上1行目の高知県プロフェッショナル人材戦略拠点運営費補助金は、産業振興センターにプロフェッショナル人材戦略拠点を設置して実施します都市部のプロフェッショナル人材とのマッチング支援事業に関する人件費や活動費などに係るものです。

続きまして令和7年度一般会計の補正予算について御説明いたします。6ページです。

上から2段目の産業デジタル化推進課の補正額は、補正前の予算額6億1,343万6,000円に対して391万8,000円の減額となっております。

次に歳出について御説明いたします。7ページです。右端の説明欄を御覧ください。

2行目の高知県UIターンサポートセンター運営費補助金は、プロフェッショナル人材戦略拠点事業の中で実施しているプロフェッショナル人材を活用する事業者への助成金の執行が当初の見込みを下回ったことによるものです。

その2つ下、市町村派遣職員費負担金は、安芸市からの派遣職員1名分の人件費を協定に基づき負担するものです。

その2つ下、小規模事業者等デジタル化支援推進事業費補助金は、商工会連合会に配置する支援員2名のうち1名が年度途中で退職したことに伴い、人件費の執行が当初の見込みを下回ったことによるものです。

以上で、産業デジタル化推進課の説明を終わります。

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎上治委員 小規模事業者のデジタル化の推進についてです。ポンチ絵の中で、県内事業

者の9割を占めるのが小規模事業者だということで、中山間地域にも個人企業はあるし、それから商店街筋もシャッターが閉まるぐらい個人の店はやめていきゆう中で、デジタルに変えていきましょう、デジタルをすることによってと言われても、もう事業を、事業承継するのやめようという段に、もううちはええで、もうそらぁそんなとてともという割合のほうが自分は多いように思いますが。いや実態はそうではないかも分かんですよ。ですから、デジタル化のセミナーの開催であるとか、いろんなことをやっていこうということよりか、個別にですよね。やっぱりやろうとするところじゃなかったら、幾ら勧めても恐らくやらんと、そんなことと言われても、やらないんではないかなというイメージが湧くわけよ。もう閉めようとするところにやっても、自分ももう60歳、70歳が来て、大体えいがやという人たちに商工会が開催します、ここへ来てくださいいうても行かんと思うがよ。実を取っていくやったら、さび分けをするわけではないけど、そういうやり方で、商工会あるいはそういうところと行かなかつたら、ただ商工会も県の補助金があって、こうこうでというふうになっても実がついていかんがやないかと思うけど。今現在、事業しゆうところは網羅してやっていこうと考えてるんですかね。その辺はどんなんですか。

◎坂本産業デジタル化推進課長 委員のおっしゃるとおり、デジタル化が必ずしも効果的ではない、優先順位が優先ではないんじゃないかという事業者が現実的におられるんだろうとは思っております。そういった事業者に対して、全てデジタル化を最優先で取り組んでくださいというのは現実的でないのかなとは思っております。今おっしゃられたような、例えば事業承継が最優先だという事業者もおられるかと思えます。ですので、県内全ての事業者と同じ形でデジタル化をしてくださいと、紹介とか提案していくことは必要ないんじゃないかなとは思っております。

一方で、今、デジタル化の必要がないとか効果がないとか、そういうフェーズにあるとしても、デジタルを使ったその取組が経営改善の一つ手段だ、選択肢だという意識は持っておいていただくことは必要なのかなとは思っております。そういう意味で啓発めいた事業は継続していく必要があるのかなと思っております。ただ、その一方で個別の支援で経営指導員が支援に入ったときに、それを満遍なくデジタル化を進めるのではなくて、経営課題に応じて、それが有効そうであれば提案をしていく形になるのかなと思えます。そういった意味で経営指導員の提案力といいますか、スキルの向上みたいなことであつたり、事業者が気づくための身近な事例を見せるといった取組が必要なのかなと思っておりますが、総論的にはそんな形で思っております。

◎上治委員 県が商工会や商工会議所のほうに、補助金があるきやりなさいではなくて、今、課長が言われたような状況をもとにそれぞれに応じた指導を、あるいはそのやり方をもってしっかりやっていただきたいと思います。

もう一点、デジタル化人材育成講座実施という事業があって、その下のデジタル化人材

育成講座とか中小企業等デジタルは、産業振興センターに委託をする考え方でいいんですか。

◎坂本産業デジタル化推進課長 このデジタル人材の育成講座は、デジタル人材教育を専門にしているような民間事業者、教育事業者への委託になります。そういったITツールの使い方ですとか、デジタルの導入の仕方みたいなのを、全国的にはオンライン講座とかでもたくさんあるわけですが、そういうのを高知県内で開催していただくと。その開催に当たっては、高知県内の現地開催を織り交ぜていただいて、横のつながりとか地域とかそういうのを持ちながらやっていけるようにということで、委託事業として、そういう事業者、民間企業に委託して行うものです。

◎上治委員 民間企業なんで、県内に何社ぐらいあるか分からんですけど、県内だけなのか、あるいは県外も踏まえて、こういうのはプロポーザルになるのかどうか分からんですけど、その辺はどんなに考えてるんですか。

◎坂本産業デジタル化推進課長 IT系のツールとか知識、スキルを教える会社でいいますと、どうしても県外のほうがノウハウを持っているところが多いこととなりますので、これまでの実績では県外のところがメインとなって受注すると。プロポーザルで実施はするんですけれども、そういうケースが多いことになってはおります。ただ、その過程で県内の事業者には採択したり、共同で申請したりの形でも県内事業者が入っているような事例もあります。

◎塚地委員 このデジタル化推進事業で総額2億2,500万円何がしの中で、業者がハード整備をする部分と、先ほどから出ているいろんな啓発とか講座とかみたいな部分で分けると、事業者には直接支援できる中身の金額は、どれぐらいの割合にあるものですか。この中にはないでしょうか。

◎坂本産業デジタル化推進課長 まず、ハード整備の部分でいいますと、今年度までは先ほど少し触れましたデジタル技術の活用の促進のハード整備、それからシステム導入なんかに使える補助金を用意しておりました。それが今年度3億4,000万円程度あったんですけれども、来年度は産業振興推進部のほうで新たに設置します、所得向上の総合補助金に吸収統合する形となっております。当課としては、ハード整備に使える補助金はない状態になるんですけれども、もともと当課で行っていた業種を問わずデジタル技術ツールの導入のところについては、産業振興推進部の新しい補助金でカバーできるような形で統合されています。人材育成のところは、直接といえば直接、間接といえば間接という感じになるんですけれども、人材育成講座の費用の規模感としては7,800万円程度の人材育成の委託事業であったりを用意しておりますので、そこのあたりが事業者には、人材育成のほうは直接というか、ちょっと長い目にはなるんですけれども、そういった予算を用意しております。

◎塚地委員 ということは、そういう人材育成の企業のところに2億2,000万円ぐらいは大体経費として流れていくことになるのか。

◎坂本産業デジタル化推進課長 私の説明が分かりにくいんですけど、経費としては人材育成講座の委託料は県が委託に出す、もしくは直営で講師の方に来ていただいて受講していただくという講座ですので、企業へのお金という面では、当課の予算の中で企業にお金が渡る事業は来年度はない状態にはなっております。

◎塚地委員 ちょっと私の聞き方が悪かったかもしれない。もう構いません。

先ほど3億円余りは、産業振興推進部に実質渡っていくということで、そこでの部局横断的なものに今統合されるとおっしゃいました。これまではいわゆる商工業だけを対象にしていたのかなと聞こえたんですけど、これまでの3億円余りは商工業を対象にした予算やったんですか。

◎坂本産業デジタル化推進課長 これまで当課で予算措置しておりますデジタルの補助金については、業種を問わない形でデジタル導入の投資への補助になっております。実際、活用のほうも業種を問わず広く様々な事業者に使っていただいております。建設業が最近では多いんですけども、製造業、卸小売、それから介護事業者、いろんな業種で使える補助金として活用もいただいているところです。

◎塚地委員 金額的には変わらないということですね。去年と今年度でその部分に産業振興推進部に移管した部分の金額的にはほぼ変わらないということ。

◎坂本産業デジタル化推進課長 金額的には国の交付金、今年来ている分も活用しまして当課の補助金以外の別の課の補助金なども合わせて統合した上で、産業振興推進部の補助金は15億円の予算を計上していると聞いておりますので、同程度以上の予算規模になっているかと思います。

◎西森（美）委員 1点お聞きしたいです。デジタル技術活用促進事業費補助金を、今後は所得向上の総合補助金のほうに、統合していくことだと思うんですけど、このデジタル技術の促進に関しては、枠が一般枠と加速枠と上乗せ枠があったと思います。上乗せ枠は予算の上限に達したので途中で募集が締め切られた認識なんですけど、間違いはないでしょうか。

◎坂本産業デジタル化推進課長 一応そのような形になります。

◎西森（美）委員 これから所得向上の総合補助金のほうに、いろんな制度が利便性を考えて統合されるときに、このデジタルの活用の促進の補助金が、しっかり予算の手当てができていたのかどうか、ニーズに対してどうだったと考えられているかを教えていただけないでしょうか。

◎坂本産業デジタル化推進課長 まず、今年度の補助金の一般枠と加速枠の状況なんですけれども、上乗せ枠は予算の途中に来たので、途中でというか予算枠のところまでで応募、

締切りの形なんですけれども、一般枠と加速枠、特に一般枠について、全体では220件ほど申請をいただいております。ただ、予算の上限が実はありまして、採択に至っているのが122件になっております。ですので、一般枠についても、実は申請以上、申請を全てお応えできたわけではない状況にはなっております。その経過を申しますと、一昨年度、昨年度とも3億円程度の事業費、補助金を用意しまして、そこでは申請をいただいた事業者にはほぼ御期待に沿えましたが、今年度は、デジタル化の進展を受けてからの予想を上回る応募を頂いていたところです。

それを受けまして、来年度に向けて当課の予算要求としては、今年の3億円を上回ります5億円程度で、まずはそれを踏まえて予算の見積りを始めたところだったんですけれども、そのほかの補助金も含め産業振興推進部の所得向上の補助金に統合しております。ただ、先ほど申しましたように、当課が予定していた費用以上、もともと庁内の各課で想定していた予算枠を上回る形で産業振興推進部は予算計上しております。そのボリューム感のところで、結果は来年どうなるかというのはあるかと思うんですけれども、一応今年足りなかった分を来年は御希望に沿えられるようにと、多めの予算を計上させていただいている状況になります。

数字を訂正させていただきたいと思います。先ほど私、一般枠で221件の応募があり122件の採択と言ったんですけど、一般枠に限りますと107件になります。訂正させていただきます。

◎西森（美）委員 今回、様々な補助金が、こちらの課ではないですけど、ほかの課も含めて先ほど資料見ましたら3つの補助金が1つになっていく、私は事業者の方にとったら、物すごく一元化されて、あちこちに行かなくてもいいのでよかったと思ってるんです。これは評価してるんですけれど、先ほどもあったようにデジタル化をして効率を上げて、その分を給与に回したいと考えていらっしゃる方が手は挙げたけれど、採択されなかったという実績が、こちらのほうであるということを踏まえての予算計上になっているのか。この所得向上推進の総合補助金はここでの審査にはなりませんけれど、この現場の要望がきちんと産業振興推進部に共有をされて、今後の予算に加算されていくかどうか。足し算でいいのか、それか皆さんがずっと啓発してくださったからこそ徐々に手を挙げる事業者が増えているのであれば、そこも考えて本当の意味で賃上げになっていく、所得向上になっていくためのものにしていただきたいと思うので、ぜひそのことは部を越えて横断的に情報共有していただいて、強く要請をしていただけたらと思います。

◎弘田委員長 要望ですね。

◎西森（美）委員 御答弁あったらお願いします。

◎岡田商工労働部長 商工労働部だけではなくて、農林水の補助金も全部が産業振興推進部のほうで一括しております。当然、現場現場の要望がありますので、そこはきっちり部

局を越えて、情報を共有しながら、弾力的に運用しながら賃上げにつながるような運営方法でやっていきたいと思います。

◎土森委員 デジタルカレッジについて、県内の事業者のニーズに対応できているような規模感でやられているのか教えてください。

◎坂本産業デジタル化推進課長 今年度もデジタルカレッジを開催しておりまして、個々のテーマ、1個1個の会は定員に対して参加者の前後はあるんですけど、大きく言うとたくさんの講座で定員を上回るような応募をいただいております。どうしても現地開催のような会場のキャパシティありのところは別なんですけれども、オンライン講座で開催しているものについては、当初想定を超える応募をいただいても、可能な限り対応できる形で開催しております。

◎土森委員 県内3地域でやられていると書いてますけど、講座のほうには、満遍なくいろんな地域からも来ておられますか。

◎坂本産業デジタル化推進課長 3地域なので、例えば幡多のほうでいうとどうしても幡多地域になるんですけれども、例えば四万十市で行ったときに四万十市の人しか来ていないわけではなくて、その近辺から参加いただいている状況です。

◎土森委員 先ほど部長も言われましたけど、システム開発にAIの活用を教える講座をつくったということですが、これはどういった講座になるわけですか。

◎坂本産業デジタル化推進課長 システム開発の部分は、講座というよりはIT事業者のスキルアップを目指した事業の形になります。内容としましては、今、システム開発のところでもAIを活用していく流れは、全国的にトレンドになってきているところがありますが、県内事業者にもそういったシステム開発にAIを活用するようなノウハウを得ていただきたいと。そういう思いがある中で、一旦モデル的という感じになるんですけれども、県の事務の何かの作業の中のところにAIを活用するシステムをIT事業者に発注して、それを県内事業者にも共有いただいて、情報産業の分野でスキルアップをしていただくと、そういった事業になっております。

◎土森委員 まず庁内から変えていってそれを実装にするような、そんなイメージですか。

最後ですけれども、都会からのプロフェッショナル人材、その補助金が6,600万円ぐらいですか。県への貢献度はどんな感じで貢献されておられるのでしょうか。

◎坂本産業デジタル化推進課長 プロフェッショナル人材ですけれども、都市部の大企業などに勤めるその専門な知識をスキルを持った人材に、県内事業者の課題解決を手伝っていただける点で、非常に有益な事業だと考えております。一方で、県内での活用でいいますと、今年度、昨年度の実績は30人程度になっております。特に県内では副業人材のニーズが高いところがあります。その理由としまして、比較的安価で月数万円というような報酬で、現在、東京とかでバリバリと一線でやられている方の知識やスキルを提供いただけ

るところがあって、そちらのほうのニーズが高くて、活用した事業者の評判もすごくよい形ではあるんですけども、なかなかまだ広まり切っていないといいますか、使ってみていただければよさを分かってもらえるんだけど、というところにあります。すごくいいもの、高いものがあると思うんですけども、より広めていく必要があるのかなという思いを持っております。

◎弘田委員長 以上で、質疑を終わります。

以上で、産業デジタル化推進課を終わります。

〈工業振興課〉

◎弘田委員長 次に、工業振興課の説明を求めます。

◎津口工業振興課長 まず、令和8年度一般会計当初予算について御説明します。

1 ページの上から3つ目、工業振興課の令和8年度一般会計予算の総額は、17億5,364万1,000円で、令和7年度と比較しまして1億円余りの増となっています。主な増要因は、工業技術センターと紙産業技術センターにおける研究設備の改修工事の実施や、国の経済対策交付金を活用した伝統産業事業者の設備投資に対する補助制度の創設などによるものです。

2 ページをお願いします。歳入予算のうち主なものを御説明します。

上から3つ目、5 商工労働使用料は、試験研究機関の機器などを事業者が使用した場合の使用料です。

2 つ下の6 商工労働手数料は、試験研究機関が行う事業者からの依頼試験に係る手数料などです。

一番下の6 商工労働費補助金は、国からの補助金で伝統産業の支援策や高知県産業振興センターが行う事業などに充当するものです。

3 ページをお願いします。上から5つ目の2 物品売払収入は、海洋深層水研究所における企業への分水に伴う収入です。

3 つ下の1 受託事業収入は、公益財団法人 J K A からの収入などで、試験研究機関の機器購入や研究費に充当するものです。

5 ページをお願いします。歳出予算について、一番下の3 工業振興費から右端の説明欄に沿って主な事業を御説明します。

6 ページをお願いします。1 つ目の伝統的工芸品等展示事務委託料は、8 月から台湾の台南市で開催される和風文化祭において本県の伝統的工芸品の展示などを行うための委託料です。

3 つ下の第13 回高知国際版画トリエンナーレ展実行委員会負担金は、3 年に1 度のトリエンナーレ展が来年度開催されるため、開催経費の一部を負担するものです。

その下の4 つの補助金は、土佐和紙や土佐打刃物など伝統的工芸品産業を振興するため

の補助金です。

まず、後継者育成対策事業費補助金は、技術習得に向けた長期研修など後継者の育成を行う市町村や生産団体に対して補助するものです。

1つ飛びまして普及促進事業費補助金は、伝統産業の団体が行う体験イベントやワークショップの取組などに対して補助するものです。

その下の設備投資支援事業費補助金は、国の経済対策交付金を活用し伝統産業事業者が行う設備投資に対して補助するものです。

その3つ下の3産業振興センター総合支援事業費は、高知県産業振興センターが行う外商支援や事業戦略の実行支援などに対する委託料と補助金です。

2つ下のものづくり総合技術展開催等委託料は、毎年11月にちばさんセンターで開催しているものづくり総合技術展に関する委託料です。

その下の中小企業経営資源強化対策事業費補助金は、産業振興センターの職員やコーディネーターの人件費のほか、東京、大阪、名古屋の営業拠点の活動経費、海外現地サポートデスクの運営経費などを補助するものです。

ここで議案補足説明資料を用いて、産業振興センターと連携した県内企業支援の強化策について御説明します。

7ページをお願いします。こちらは国内外の外商支援に関する取組です。

左上の産業振興センターが支援する企業の県外売上高は、令和7年度目標1,122億円に対して8月末時点の実績は533億円と順調に推移しています。一方、課題としまして国内では（2）にありますように、産業振興センターの各種コーディネーターなどが外商支援を行っておりますが、さらなる販路開拓が必要と考えています。

このため右側の1の（2）ですが、来年度は産業振興センター大阪営業本部に配置している土木技術コーディネーターの活動日数を拡大し、関西圏だけでなく首都圏や中部圏において新たな外商先を開拓します。また、大阪IRを契機とした観光需要の高まりを見据え、関西圏での高品質の日用品や伝統工芸品などの販路拡大を目指します。

次に左側に戻りまして海外展開の取組です。2の（1）ですが、これまでタイ、ベトナムへの現地サポートデスクの設置やフィリピンでの防災セミナーの開催などの取組を通じて、ASEAN地域における政府機関の防災への関心の高さや本県の防災関連製品のニーズと有用性を確認できました。

このため右側の2の1ですが、来年度は新たにインドネシアで現地政府機関と連携した防災セミナーなどを開催します。また、海外現地サポートデスクをフィリピンとインドネシアにも開設し、県内企業の防災関連製品などの海外展開を促進したいと考えています。

8ページをお願いします。こちらは事業戦略等策定・実行支援に関する取組です。

1の現状ですが、平成28年度から産業振興センターによる支援を開始し、これまでに延

べ 235 社が戦略を策定しています。

しかしながら②のとおり、支援企業のうち目標とする前年比プラス 3 %の付加価値額を達成した割合は、令和 6 年度は 49.3%に低減しています。これは、原材料や人件費の高騰などの影響で利益確保が困難となったことが背景にあります。

(2) ですが、こうした環境の変化に対応するためには、中小企業の経営力の強化が不可欠であり、会社経営の設計図となる事業戦略の策定が有効と考えています。なお、本年度開催した製造業若者所得向上検討チームでも同様の意見を頂いています。

このため右側の 1 ですが、来年度は事業戦略の策定と実行支援の取組をさらに強化したいと考えています。

具体的には①にありますように、過去に戦略を策定したものの、長期間が経過した企業に対して、戦略の再策定や見直しを積極的に促します。その上で②の企業の課題解決に向けて効果的な支援施策のマッチングなどを行います。

左の欄に戻りまして、大きな 2 番、県内企業のスケールアップ等に向けた事業戦略の策定支援についてです。①ですが、1 人当たり県民所得の向上や若者に選ばれる県内企業の増加では、地域経済にインパクトをもたらす一定規模の企業の存在が不可欠と考えています。このため産業振興推進部において 100 億企業の創出に向けた取組を進めます。

一方で県内には売上げ規模が小さい企業が多く、100 億企業を目指すことはハードルが高いといった声もあることから、順を追って計画的に規模拡大に取り組む企業に対する支援策も必要と考えています。

こうしたことから右の欄の 2 ですが、来年度は県内への経済波及効果が高いと見込まれる企業などを最大で 10 社、重点支援企業として公募により選定し、将来的に 100 億企業宣言を目指すことのできる企業の創出に取り組みたいと考えています。

具体的には①にありますように、事業戦略策定の専門家をプロジェクトマネージャーとして選定し、産業振興センターとの連携により重点支援企業の売上げ増加に向けた課題整理や対応策の助言などを行います。また、把握した課題に応じた専門家を派遣し、課題解決を図っていきます。こうした取組により、地域経済の牽引役となるモデル事例の創出を目指します。

また、3 の取組の横展開としまして、得られた成果について報告会の開催や事例集の作成などを通じて、県内企業への横展開を図っていきます。

9 ページをお願いします。議案説明書に戻りまして、右側の欄の一番下、4 ものづくり産業振興費です。こちらは防災関連産業の振興や県内企業の製品開発の支援に関する事業です。

10 ページをお願いします。上から 4 つ目の防災関連製品海外販路開拓支援事業委託料は、先ほど説明しましたインドネシアでの防災セミナーと商談会の開催などに関する委託料で

す。

その下の戦略的製品開発推進事業費補助金は、付加価値の高い製品開発を支援するための補助金です。来年度は新たに賃上げ枠を創設し、大幅な賃上げに取り組む企業に対する支援内容を拡充することとしています。

その下の5室戸海洋深層水ブランド化事業費は、室戸海洋深層水のPRなどを行う事業です。

2つ下の海洋深層水販売促進事業費補助金は、高知県海洋深層水企業クラブが行う展示会参加など販売促進の取組に対する補助金です。

次に左端の下段、4産業技術振興費です。こちらは工業技術センター、紙産業技術センター、海洋深層水研究所における予算です。

11ページをお願いします。説明欄、上から4行目の2工業技術振興事業費は、工業技術センターにおける試験研究や技術支援に要する経費です。来年度は、企業のデジタル人材育成や製造ラインのスマート化といったものづくり企業のデジタル化に関する研究や、バイオマス資源の利用拡大のための評価技術の検討などをテーマとした研究を行うこととしています。

12ページをお願いします。説明欄の中ほど5紙産業技術振興事業費は、紙産業技術センターにおける試験研究や技術支援などに要する経費です。来年度は工業技術センターとの連携による竹プラスチック複合材料の生産プロセスに関する研究や紙糸用原紙の高機能化と製造技術の開発などをテーマとした研究を行うこととしています。

一番下の7海洋深層水試験研究費は、海洋深層水研究所における試験研究に要する経費です。来年度はレアメタルの回収技術の基礎研究やサツキマスなど冷水性魚類の陸上養殖の高度化といったテーマの研究を行うこととしています。

14ページをお願いします。こちらは債務負担行為です。

1つ目の見本市出展業務委託料は、令和9年度に予定されています県外の見本市への出展経費です。出展申込みを令和8年度中に行う必要があるため、債務負担行為を設定するものです。

次の戦略的製品開発推進事業費補助金は、事業期間が複数年度にまたがる案件に対応できるよう債務負担行為を設定するものです。

15ページをお願いします。令和8年度特別会計当初予算について御説明します。

中小企業近代化資金助成事業特別会計の1つ目、工業振興課の82万5,000円は、県内企業の外商活動などを支援するため平成29年度に産業振興センターに創設しましたこうち産業振興基金について、その造成に係る原資の一部として借り入れた地方債の利息の支払いに要する予算です。

以上が、令和8年度当初予算に関する説明となります。

16 ページをお願いします。令和 7 年度一般会計補正予算について御説明します。

上から 3 つ目の工業振興課ですが、補正前の予算額 16 億 6,989 万 6,000 円に対し 6,181 万 9,000 円の減額となっています。

17 ページをお願いします。こちらが歳出予算です。

科目欄の一番下、3 工業振興費の右側の説明欄を御覧ください。

1 工業振興対策費のうち、3 つ目の国庫支出金精算返納金は、これまでに国庫支出金を活用した事業者向け補助金において財産処分が生じたことなどに伴い国庫支出金の返還を行うものです。

18 ページをお願いします。2 産業振興センター総合支援事業費のうち、公益財団法人派遣職員費負担金は、産業振興センターから当課への派遣職員 1 名分の人件費を負担するものです。

1 つ下の中小企業経営資源強化対策事業費補助金の減額は、産業振興センターのコーディネーターの採用に期間を要したことや、海外での商談会の委託費用の不用分が生じたことなどに伴うものです。

3 ものづくり産業振興費のうち、3 つ下の戦略的製品開発推進事業費補助金の減額は、令和 7 年度単年度に完了する製品開発の申請件数が当初の見込みを下回ったことや、実績額が計画額を下回ったことによるものです。

次に科目欄の 4 産業技術振興費です。右側の 1 工業技術センター管理運営費のうち、設計委託料は、LED 化工事の設計委託料について実績額に合わせて減額を行うものです。

次の 2 工業技術支援事業費は、工業技術センターにおける研究開発に必要な備品購入のうち、助成事業の一部が不採択になったことなどに伴う減です。

19 ページをお願いします。6 紙産業技術センター管理運営費のうち、設計委託料は、先ほどの工業技術センターと同様、LED 化工事の設計委託料について実績額に合わせて減額を行うものです。

その他については、外部資金の見込みが立たなくなったことや、光熱水費などの需用費が見込みを下回ったことなどにより減額をするものです。

以上で、工業振興課の説明を終わります。

◎弘田委員長 ここで昼食のため休憩とします。

再開は午後 1 時とします。

(昼食のため休憩 11 時 49 分～12 時 58 分)

◎弘田委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

質疑を行います。

◎桑鶴副委員長 現地サポートデスクのサポートエリアをフィリピンとインドネシアへ拡大するとのことですが、この2か国を対象にした理由は何があるのでしょうか。

◎津口工業振興課長 世界の災害リスクの指標ワーストワンがフィリピンで、3位がインドネシアとなります。高知からも距離が近い東南アジアということもありまして、まず1つ目が防災のリスクが高い国というのがあります。あわせて、フィリピンに対しては、令和6年度から現地で防災セミナーを開催したり、県と産業振興センターが現地政府機関とかなり人的ネットワークで交流できました。県内企業の納品もあったということもあります。あわせてインドネシアも今年度、県職員が政府機関に赴きまして、ネットワークを築いてきていることもありまして、この2か国を防災関連製品のターゲットとして選んでいる状況です。

◎桑鶴副委員長 今後、ほかにエリアは広がる予定なんですか。

◎津口工業振興課長 現在のところ、フィリピンとインドネシアで来年度初めて、サポートデスクをスタートするということもありますので、様子を見ながら、県内企業のニーズがもしほかの国にあるのでしたら、また検討したいと思っております。

◎塚地委員 8ページのポンチ絵の左側の県内企業のスケールアップ等に向けた事業戦略で、この100億企業の創出は産業振興推進部がやられると。そのまるイの部分については工業振興課がやられるということなのか。

◎津口工業振興課長 そうなります。具体的内容は右側の2番になりまして、100億企業までは宣言できない、今の時点ではできないけれども、いずれ将来的には100億円も目指したいというような。イメージとしては、例えば5億円から30億円、今の時点での売上げ規模のところをターゲットに、10社程度、この対象のところですけども、地域経済の牽引役となるような企業とか、経営改革モデルとなりそうな企業を公募し10社程度選定して、プロジェクトマネジャーによる伴走支援を行っていく取組を当課でやっていこうと思っております。

◎塚地委員 この左の下に売上げ規模の表が出ておりまして、5億円から30億円というと、60社を対象にするということですか。

◎津口工業振興課長 イメージとしてのメインターゲットはこの60社ではありますが、仮に今の売上げが1億円であっても、将来的に100億円を目指したい企業であれば公募により選定しますので、あくまでメインに想定している層は60社のイメージであります。

◎塚地委員 公募の仕方ですけど、意欲のあるという表現をされよったと思うんですけど、どんな形で10社に絞り込んでいくのかを教えてください。

◎津口工業振興課長 この事業は、産業振興センターへの補助金で実施する予定になっております。産業振興センターの事務局においてまず広く公募します。それるかもしれませ

んが、要件として、まず県内への波及効果が多い、つまり裾野が広いというか、サプライチェーンをかなり有している企業でありますとか、あと自社製品を製造していった新たな国に行きたいとか、そういう波及効果が多いようなところを、産業振興センターと当課で公募によって企業の選定をさせていただこうかと思っております。

◎塚地委員 公募というか手挙げ方式的なこと。どう言ったらいいかな。こちらから1点、めどを立てて、こちら辺の方にみたいなことですか。

◎津口工業振興課長 そういうものではなく広く公募は募ります。今申し上げたのは、想定というか、こういう企業に来てほしいという要件が、公募要件というか、先ほど申し上げたような波及効果が大きいというような要件を設けまして、手挙げ方式で選定させていただくイメージでおります。

◎塚地委員 10社になった場合に、このプロジェクトマネジャーがついてくださることと同時に、例えばほかに設備投資とか、いわゆる別の補助金が使えるプラスメニューみたいな形になるのか、単純な伴走支援みたいな形になるのか、そこはどうなんでしょうか。

◎津口工業振興課長 そういった補助制度はありません。事業戦略をつくるどころ、それから実行を支援するところをプロジェクトマネジャーが伴走支援すると。

ただ、②にありますように、課題に応じた専門家を派遣する制度があります。具体的に申しますと、6回まで無料で使えるとか、そういう制度設計にしようと考えておりますけれども、そういった専門家派遣は活用できるというスキームになっております。補助制度は、先ほどの課でもありました所得向上補助金、当課で別に設けております戦略的な製品開発の補助金、国の補助金とか、そういったものの活用を誘導すると考えております。

◎塚地委員 この10社に指定されると、産業振興推進部が新たに構えた所得向上の補助金を優先的に使えるとかでもない。

◎津口工業振興課長 それはなくて、ちょっと紛らわしくて申し訳ないんですが、産業振興推進部では100億企業の登録制度を設けます。それを明確に100億円を目指しますというところであれば、補助制度、補助金のかさ上げはあります。ただ、当課が今やろうとしていますのは、将来的にそこの宣言ができる企業を育てるという、ちょっと一つ手順を踏もうという制度になっております。この企業が宣言さえすれば使えるんですけども、中には今の規模で100億企業の宣言をするのは、対金融機関に対して現実的じゃないと思われる可能性もある会社も現実問題にいらっしゃいますので、そういったところをターゲットに、5年後なのか、何年後かは事業計画次第になりますけれども、そういったところを100億企業宣言ができる企業群に育てたいという思いで、制度設計をしております。

◎塚地委員 マネジャーと連携した伴走支援とか、専門家の派遣とかは、それなりに予算がかかるもんなんじゃないでしょうか。

◎津口工業振興課長 この事業自体の予算は、補助金の内数になりますけれども2,600万

円程度になっております。それで 10 社伴走支援できる、かつ専門家も派遣できるということです、これまで県がやってきた事業の中でいうと比較的低予算で実行できるんじゃないかと思っております。その分、産業振興センターの職員も担当でつきますので、そちらのマンパワーとかはかかってはくとは思いますが。

◎塚地委員 ターゲットとしては、234 社をターゲットに手を挙げていただけるようにしていくという周知の仕方になるのでしょうか。

◎津口工業振興課長 メインはそういう周知になります。ただ、広く公募はしますし、各種工業会でありますとか、そういう業界団体の皆様にもチラシ等で周知はしたいと思っておりますので、決して個々の事業者だけではなく、広く挑戦していただく企業に行き届くような広報はしたいと思っております。

◎上治委員 今年、よさこい高知文化祭があるんですが、知事の提案説明のときに、伝統的工芸という言葉が、よさこい高知文化祭の説明の中でちらっとあったような記憶があるんです。それで、これとの絡みというか、仮に予算じゃなかったとしても何かあるんですかね。

◎津口工業振興課長 当課で予算として関係しますのは、この上から 4 つ目のトリエンナーレ展、こちら以前から実行している展示会ではありますが、これをよさこい高知文化祭の地域文化発信事業の形で明確に位置づけをさせてもらって、土佐和紙の情報発信をしたいと思っております。あわせて別の課の予算で土佐の伝統芸能まつりとか、伝統文化的なものは、よさこい高知文化祭課で予算計上させていただく形になろうかと思います。

◎上治委員 それからもう一点は、いわゆる売っていく販売促進、それは予算でいうたらものづくり総合の展示会とか委託して、そこで一緒に売っていくという考え方でいいんですかね。

◎津口工業振興課長 売っていくのは、例えば産業振興センターの見本市出展業務委託料、下から 4 つ目ですけれども、県外の見本市に出展する際のブース代の負担であるとか、予算には計上できていませんけれども、とさとさでの PR とか、あとは日曜市での出店支援もやっております。あわせて来年度から、新しい補助金になるんですが、普及促進事業費補助金、各 150 万円のものですけれども、高知県の伝統産業の生産団体が行う、例えばワークショップの取組とか、体験イベントの実施とかに対して 3 分の 2、上限 50 万円の補助制度を設けております。そういったものを活用して、これは業界団体全体の取組、和紙なら和紙、刃物なら刃物という形での PR にはなりますけれども、こういったものも活用いただいて販売促進につなげていただければと思っております。

◎上治委員 見本市出展でやっていく。次の年度でいろいろとやるんですが、この伝統工芸品が、言うたら業としてなり得るためには売れんと、なかなか後継者を育成してようがこうこうしようがなかなか大変なわけやけど、どんなものなのかなと。ほかのものはかな

り売れて、さっきやったようにすごい売上げが全体的には出ちゅうけど、その中で伝統工芸品いうたらどのぐらいのもんなんですか。

◎津口工業振興課長 例えば、サンゴの業者が国内の見本市に出展していただくケースはかなり多くて、そうすると売上げが上がることはありますけれども、やはり全体に占める割合で申しますと、機械系工業品でありますとか防災関連製品のほうが圧倒的に多いのが現状にはなります。

◎上治委員 最後です。結局、伝統工芸品産業等後継者育成対策事業で1,300万円予算を組み、その技術ノウハウをつなげていこうと。つなげていついていただきたいわけやけど、今、サンゴの話が出たけど、確かに今サンゴ1つ売ったら物が高いき、かさは乗るけど、土佐刃物とか、紙の文化とか、そういうのを高知県として他と違う差別化の中で売っていけるようにして、人育てだけではなかなかしんどいんではないかと思うんです。さっき言うように防災とか、その他いろんなが売れて売上高はどんと上がるけど、やっぱりそういうところにも目を入れ、何か力を注ぐアイデアというか、そういうものを教えながらやっていただきたいという要請をお願いします。

◎弘田委員長 要請ということで。

◎津口工業振興課長 1点だけお答えいたします。土佐和紙、打刃物、あとサンゴは個社での活動に対して支援をするより、土佐打刃物、土佐和紙、土佐高知サンゴといったまとまりで支援させていただいたほうが県外・海外へのPR効果があると思っております。来年度は、そういった業界団体が行うワークショップとか、そういった物を触れてもらえる体験イベントとか、やっぱりストーリーとして成り立つ、物だけというよりはストーリー全体で高知をPRしたい。そういった思いを持って先ほどの補助制度を創設したところでもありますので、来年度は委員の御指摘も踏まえてやっていきたいと思います。

◎西森（美）委員 防災産業もそうですし、さっきの伝統工芸もそうですし、外商をもっと広げて海外にというときに、産業振興センターでも、海外に行くときの国のニーズとか規制とかいうものをアドバイスをしてくださってるようなコーディネーターがおったように思うんです。特に海外に行く場合に、その方が具体的にどんなことをしてくださっているのか、それを教えていただけますか。

◎津口工業振興課長 おっしゃるとおり、産業振興センターに海外支援コーディネーターが2名おります。この者の役割は、まずは県内企業を掘り起こす、海外に挑戦する企業を掘り起こす、そしてチャレンジしたい企業に対して海外戦略の策定の支援をしているのが大きなものになります。あわせて海外出張に行くときに同行訪問をしております。言い方は悪いですけど、県の職員とか産業振興センターの公の職員が同行すると、相手方の企業であつたり政府機関というものに対して、信用度は少しは上がると思っておりますので、そういった形での支援をさせていただいています。

◎西森（美）委員 行政が伴走型でやってくださっているのは、先方にとったらすごい信用度になると思うので、課長がおっしゃるとおりだと思うんです。そのときに、これが当たるのかなと思うんですけど、事業戦略の推進事業費補助金があって、ここは国内・海外の事業費、事業をサポートしている補助金だと思うんです。令和7年度の予算を今調べましたら4,108万4,000円だと思うんです。これ、実績を教えてくださいませんか。

◎津口工業振興課長 令和7年度まで実施してきた事業戦略等推進事業費補助金の実績は、産業振興センターへの補助になっておりまして、産業振興センターがやってる事業の実績で申しますと毎年90件の事業採択で、毎年約7,000万円程度の執行になっております。

◎西森（美）委員 90件7,000万円ってことは、当初予算では足らなかったのか補正か何か組んでくださっのか。

◎津口工業振興課長 説明不足でした。前提といたしまして、今の事業戦略補助金は、産業振興センターへの継ぎ足し補助金になります。継ぎ足しの大本になりますのが、産業振興センターにこうち産業振興基金という100億円のファンド基金を設けております。こちら80億円、国から無利子貸付けを受けて、あと県と民間から借りて100億円の基金を造成しておりまして、その運用益、おおむね1,700万円毎年あるんですけども、こちらの基金の運用益と合わせてそこで不足する分を県が継ぎ足しをして、先ほどの4,100万円を継ぎ足しをして、これまでの基金残高と合わせて対応している状況になります。4,000万円では確かに足りないのか、その差額は運用益の残高を活用して事業を実施しています。

◎西森（美）委員 運用益の残高を活用して、当初予算で足りない部分は補填してくださっているということですね。そしたら先ほど部長の説明の中にもあった、この部では、3つの補助金が、来年から所得向上総合補助金になる、産業振興推進部のほうに行くと。そのときに、先ほどの基金を運用して柔軟に対応してくださった仕組みがここにあると思うんですね。総合補助金に行ったときに、事業者の方にとったら、今までの従来の事業戦略の補助金はなじみもあって使い勝手もよかったと思うんですけど、それが新しいところに行くときにどういうすみ分けになるのか。そのあたりを分かりやすく教えてもらえませんか。

◎津口工業振興課長 まず前提といたしまして、産業振興センターが実施しております事業戦略推進事業費補助金は、海外への展開とか、県外の見本市の出展とか、そういった販路開拓に使える事業として、上限まちまちですが、おおむね150万円、2分の1の補助金です。一方、来年度から産業振興推進部にできる総合補助金は、これもメニューによってまちまちなんですけど、主に3分の2で、上限が1,000万円ないし5,000万円という形で、かなり設備投資も含めた形の補助が対象になります。ですので、事業者が設備投資もしたい、併せて販路開拓もしたい、それで所得向上を上げたいというものであれば、産業振

興推進部の総合補助金を活用いただくと。ただ、これまでのように販路開拓だけしたい、国内・海外だけに行きたい、金額は100万円程度でいいという事業者は、産業振興センターの基金事業はまだ一定は残りますので、そちらを活用いただく形でアナウンスをしたいと思っています。

◎西森（美）委員 ここすごく大事だと思うので、使い勝手がいいものと、ちょっとハードルは高いけど、さっき言われたように1,000万円から5,000万円出るものと、選択するときに分かりやすいものを提供できる、この情報の厚みというか、それがとても大事だと思います。そのあたりを丁寧にやっていただきたいので、先ほど言われた150万円で2分の1、これも分かりやすい書類みたいなものがあったら、この総合補助金と同じように準備していただけたらありがたいなと思うんですけど、委員長どうでしょうか。

◎弘田委員長 後ほど資料をお願いします。

◎土森委員 防災関連製品技術等の海外展開ということですが、これまでの売上げとか、これからの取組を教えてください。

◎津口工業振興課長 防災関連製品ですが、平成24年度からやっておりまして、直近の売上高を申し上げますと令和6年度で153億円になります。令和4年度以降3年連続で100億円を超えている状況です。今後は令和9年に200億円を目標として支援していきたいと思っています。

◎土森委員 すごいですね。海外でそれだけ売れてるということで。

◎津口工業振興課長 申し訳ございません。今の海外・国内両方を申し上げてしまいました。海外で申しますと、これまで平成27年度以降、集計しておりまして、累計で110億円でなります。

◎土森委員 フィリピンなんかは災害が多いところなので、目のつけどころが本当にいいなと思っているんでお願いしたいと思います。

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で、工業振興課を終わります。

〈経営支援課〉

◎弘田委員長 次に、経営支援課の説明を求めます。

◎宮脇経営支援課長 当課の令和8年度当初予算について御説明いたします。

1 ページの上から4段目、経営支援課の令和8年度一般会計歳出予算は32億188万円で、前年度より6億2,690万2,000円の増額となっております。

続きまして、当課の主な歳入について御説明いたします。

2 ページの左側科目欄の上から7つ目、6 商工労働費補助金は、中小企業制度金融貸付金保証料補給金や地域通貨普及促進事業費補助金などの財源として、国の補助金や交付金を受け入れるものです。

その5つ下、15 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金繰入は、新事業チャレンジ支援資金等利子補給や国庫支出金精算返納金などに必要な額を基金から繰り入れるものです。

続きまして、歳出につきまして主なものを御説明いたします。

3 ページの右側説明欄、最後の3 中小企業経営支援事業費は、小規模事業者などの経営支援に取り組む商工団体などに対し、その運営に要する経費などを助成するものです。

4 ページです。1 つ目の小規模事業経営支援事業費補助金は、経営相談などを行う25 の商工会と6 つの商工会議所、商工会連合会の経営指導員などの人件費と経営改善普及事業などに助成をするものです。

その下の高知県中小企業団体中央会補助金は、高知県中小企業団体中央会の指導員などの人件費と組合の支援事業などに助成するものです。

その下の経営発達支援推進事業費補助金は、創業や経営改善など、多様化する事業者の経営課題に対応するため、専門的な経営知識を有する人材を経営支援パートナーとして高知県商工会連合会と高知商工会議所に2 名ずつ配置する事業に助成をするものです。

次に、4 商業振興事業費の3 つ目、空き店舗対策事業費補助金は、商店街の空き店舗に出店する事業者に対し、出店時に必要な改装費や、空き店舗の所有者が行う店舗部分と住居部分の分離、内装工事に係る費用などについて助成するものです。

その下の中山間地域商業等機能維持支援事業費補助金は、中山間地域での出店を支援するため、事業者に対し、出店時に必要な改装費や備品などについて助成するものです。

その下の地域商業活性化支援事業費補助金は、市町村が地域の商業機能の維持活性化を図ることを目的として策定した地域商業機能維持活性化計画に位置づけられた取組に対して助成を行うものです。

次に、5 中小企業金融対策事業費の1 つ目の中小企業制度金融貸付金保証料補給金は、県内の中小企業者に必要な事業資金の供給を行うために設けております県制度融資を利用する際に、事業者が信用保証協会に支払う保証料の一部を助成するものです。県は信用保証協会に対し、事業者負担分の一部を補強することにより、利用者の負担軽減を図っております。

その下の中小企業設備資金利子補給金は、商工会、商工会議所などの支援により経営計画などを策定した中小企業などがその計画に基づき行う、生産性向上や脱炭素化のための設備投資に必要な資金を調達するための融資に係る利子を補給するものです。

その2 つ下、農業ビジネス保証損失補償金について御説明いたします。融資制度の一つである農業ビジネス保証制度融資制度は、国の農業ビジネス保証制度を活用し、商工業者の農業参入、農業の6 次産業化に関する資金需要に対応するものです。当保証制度は、信用保証協会において代位弁済が発生した際に保証協会へ一部損失補償を県が行うもので、

今回、代位弁済が見込まれることから令和8年度予算に計上したものです。

5 ページです。3 つ目の7 事業承継支援事業費の1 つ下、事業承継マッチング支援事業委託料につきましては、6 ページの議案補足説明資料で説明いたします。

6 ページを御覧ください。資料上段の現状・課題の2 つ目の丸にあるように、後継者不在の事業者、いわゆる売手の掘り起こしは進んでおり、特に中山間地域からの相談が多くなっております。この売手とのマッチングに向けては、事業を引き継ぐ、いわゆる買手に対して、奨励金などの支援メニューや、移住施策と連携した情報発信などを行っていますが、厳しい経営環境にある中山間地域では、買手からの相談が少なく、マッチングを促進するためには買手の増加に向けたさらなる取組が必要な状況となっています。

そのため、資料の中段、令和8 年度取組では、2 買手の増加に向けた支援の強化として、マル新とありますように、民間M&Aプラットフォームを活用したネームクリア型での売手情報の発信や、オンライン及び現地での継業ツアーといったマッチングイベントを実施し、成約促進の強化を図ってまいります。具体的には、売手情報について、企業名などを開示したネームクリアという手法を用いて、民間M&A支援機関が運営するインターネット上のプラットフォームを通じて全国に情報発信をいたします。さらに、マッチングイベントとして、オンライン上で売手が買手に対して事業内容をPRし交流できるイベントや、買手が売手の事業所を実際に訪問し、所在地の市町村から地域や移住支援の紹介を受ける現地ツアーを開催いたします。以上の取組を、事業承継・引継ぎ支援センターとも連携しながら成約の促進を図ってまいります。

7 ページです。上から5 つ目の事業承継等推進事業費補助金は、事業承継に取り組む事業者に向けて、事業承継計画の策定に必要となる経費や、中山間地域で事業を引き継ぐ買手に対して既存事業の買収や承継後の新たな取組に係る費用を補助するものです。

その下の事業承継奨励給付金は、中山間地域で事業を引き継ぐ買手に対して支給するので、中山間地域の事業引継ぎを受けた県内の買手に50 万円、県外からの移住を伴う場合には100 万円を支給するものです。

次に8 地域通貨普及促進事業費につきましては、8 ページの議案補足説明資料で御説明いたします。

8 ページを御覧ください。まず、事業上段、1 事業の目的ですが、(1) 本事業は、キャッシュレス決済の普及と地域の経済活性化、商業機能の維持・発展などを目的に実施するものです。(2) 消費者の購買意欲を喚起することで、人件費や原材料価格の高騰など、厳しい経営環境に直面している事業者の支援を行ってまいります。令和6 年度にも同様の事業を実施し、県内においては一部の自治体で地域通貨の活用が進んでいるところですが、この動きをより一層後押しするため、令和8 年度においても各団体が実施する地域通貨普及促進の取組を支援し、キャッシュレス決済の普及と地域の経済循環の促進を図ってまい

ります。

その下にあります2 デジタル地域通貨のメリットにつきましては、(1) 一般的なキャッシュレス決済サービス、大手のキャッシュレス決済サービスに比べ、手数料が低く設定されており、経営基盤が弱い事業者にも導入しやすい点や、(2) 利用できる店舗が県内に限定されていることから、地域における経済循環が促進され、地域経済の活性化にもつながることなどが挙げられます。

補助対象経費につきましては、資料の中段、3 地域通貨普及促進事業費補助金、(1) の補助対象経費等に記載していますように、県内の地域通貨の運営主体が実施する利用促進キャンペーンのポイント原資や広報活動に係る経費です。

9 ページを御覧ください。右側説明欄、最後の9 中小企業近代化資金助成事業特別会計繰出金は、特別会計で行う高度化資金の債権管理に必要な経費として一般会計から繰り出すものです。

続きまして、債務負担行為について御説明いたします。

10 ページです。1 つ目の中小企業制度金融貸付金の保証料補給は、先ほど御説明しました制度融資の令和8 年度の新規融資に係る保証料補給金について償還期限まで債務負担を行うものです。

その下の中小企業設備資金の利子補給は、生産性向上及び脱炭素化のために行う設備投資に係る融資の利子補給金について補給期限まで債務負担を行うものです。

最後の高知県信用保証協会が行う農業ビジネス保証制度における損失補償は、農業ビジネス保証融資制度による資金需要にも対応するために債務負担を行うものです。

続きまして、特別会計について御説明いたします。

11 ページです。当課で所管します特別会計は、中小企業近代化資金助成事業特別会計で、上から2 つ目の経営支援課の欄にありますとおり、令和8 年度の予算は5 億4,847 万9,000 円で、前年度より1,180 万7,000 円の減額となっております。

続きまして、歳入について御説明いたします。

12 ページです。左側科目欄の上から2 つ目、1 設備導入資金助成事業収入の228 万4,000 円は、前年度からの繰越金などです。

その3 つ下の2 高度化資金助成事業収入の5 億4,619 万5,000 円は、中小企業者への貸付金の元金収入などです。

続きまして、歳出について御説明いたします。

13 ページです。左側科目欄の上から3 つ目、1 償還費です。これは償還を受けた設備近代化資金を負担割合に応じて国と県の一般会計に償還するものです。

その下の2 運営費は、設備導入資金の債権管理などに要する経費です。

科目欄の一番下、2 高度化資金ですが、次の14 ページを御覧ください。

1 元利償還費です。これは償還を受けた高度化資金を負担割合に応じて中小企業基盤整備機構と県の一般会計に償還するものです。

その下の2 運営費は、高度化資金の債権管理などに要する経費です。

右の説明欄上から3 つ目の債権管理業務等委託料は、県が管理する貸付金について、連帯保証人の死亡に伴う相続人調査や法的手続が増加していることから、債権管理業務の効率化を図るため専門業者に委託を行うものです。

以上で令和8 年度一般会計、特別会計の当初予算の説明を終わります。

続きまして、補正予算について御説明いたします。

15 ページです。上から4 つ目の経営支援課は、2 億4,914 万4,000 円の減額となっております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

16 ページです。右の説明欄を御覧ください。

1 商工振興事業費の商店街等振興計画推進事業費補助金の減額は、市町村からの活用実績が当初の見込額を下回ったことによるものです。

その2 つ下の2 中小企業金融対策事業費の中小企業設備資金利子補給金の減額は、繰上償還などに伴い、金融機関からの請求が見込みを下回ったことによるものです。

その下の新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給金の減額につきましても、繰上償還などに伴い、金融機関からの請求が見込みを下回ったことなどによるものです。

その下の3 事業承継支援事業費のうち、事業承継等推進事業費補助金の減額につきましては、中山間地域の事業を買手が引き継ぐ際にかかる費用の支援において、無償譲渡での承継などがあったことなどにより減額を行うものです。

17 ページです。1 つ目の事業承継奨励給付金の減額につきましては、事業者からの活用実績が当初の見込みを下回ったことによるものです。

その下の4 中小企業近代化資金助成事業特別会計繰出金の減額につきましては、高度化資金の債権管理等に必要な事務に関する経費が想定を下回ったことによるものです。

その下の5 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金積立金につきましても、基金の運用から生じた運用益を基金に積み立てるものです。

続きまして、特別会計の補正予算について御説明いたします。

18 ページです。経営支援課は5 億2,892 万5,000 円の減額となっております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

19 ページです。左側科目欄の上から2 つ目、2 高度化資金の下の1 元利償還費は、事業者の償還計画の変更により償還額が計画を下回ったため減額するものです。

続きまして、条例その他議案について御説明いたします。

20 ページです。高知県が当事者である訴えの提起に関する議案です。こちらにつきまし

ては、議案の補足説明資料で説明いたします。

21 ページを御覧ください。まず、2 の債権の概要を御覧ください。県は、東洋町の企業組合フィッシングセンター東洋を貸付先として、昭和 62 年 10 月に中小企業近代化資金として 1 億 8,978 万円の貸付けを行いました。資金使途としましてはホテル建設費用です。

(7) と (8) の未償還額及び違約金ですが、1 月 23 日時点で合計 7 億 5,519 万 3,166 円となっております。

次に、1 議案の概要等を御覧ください。(2) です。代表者の死亡後、新たな代表者が擁立されておらず、令和 3 年 9 月 25 日以降、主債務者として返済がない状況となっております。主債務者からの返済が受けられてないことから、令和 8 年 9 月 24 日に貸付金の時効を迎えるため、同組合に対して訴訟を提訴することで時効の更新の措置を図るものです。

次に、3 時効の更新措置等を御覧ください。これまで訴訟以外の方法を検討してまいりましたが、訴訟以外の方法では時効が更新されない可能性があることが分かり、顧問弁護士などと相談の上、確実に時効の更新が可能な訴訟を選択したものです。

今後も可能な限りの回収が図れるよう、適切な債権管理に努めてまいりたいと考えております。つきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号に基づき、議会の御承認を得まして訴えを提起したいと考えております。

私からの説明は、以上です。

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎上治委員 小規模事業経営支援事業で、約 13 億円の補助金で県内の商工会、商工会議所などの支援をやっていく。してあげないかんと思うんですが、今までもそれぞれの課で組んだ事業を推進し発展させていくためには、商工会などが一定窓口となって県の様々な事業を推進したり説明したりしてやっていこうとか、いろんな促し方があってやっている。ちょっと部長にお聞きしたいのは、部長の感覚で、小規模事業者の方たちに商工会などが十二分に機能されておるといふうに、その辺はどんな感じを持っていますか。

◎岡田商工労働部長 地域にそれぞれ事業者がおられますけれども、そういった方々に日頃から接するのは、それぞれの地域におられる商工会、商工会議所の経営指導員、ここが一番幅が広いと思っております。そういった方々の人脈を通じて、施策の周知でありますとか、事業計画のバージョンアップ、そういったものに取り組むのにはやはり必要ではないかなと思っております。実際、いろいろ実績も上がってきておりますし、そういった小規模事業者からありがたかったという声もいただいておりますから、継続的に取り組んでいくべきと考えております。

◎上治委員 事業を閉じたりとかというところも増えてきておる中で、それぞれの商工会などの経営指導員の人数は、対象となる事業者が減ったら、やっぱり人も減っていくんですか。例えば、そのエリアエリアで、今まで商工会の会員が 100 事業所あったのが、もう

やめたりして60事業所ぐらいになりました。それでも経営指導員は10人おったら10人が続けるもんなのか、それはどんなんですか。

◎宮脇経営支援課長 以前は、その地域内の小規模事業者数に応じて経営指導員の数とか決めてたんです。令和6年度から、事業者数は減っていくんですけど、経営課題は多様化してきてまして、一定事業量があるだろうということで定数化をしています。一応令和6年度から令和10年度まで定数化をしていますので、確保されている状況になっています。

◎上治委員 減らせということではあるんですけど、やっぱり十分に機能する人数でいいだろうし、補助金を県が出しておるわけなんで、余分なもんまで出すことはないという言い方になったらまた変にとられてもいかなんですけど。小規模事業者、経営者が、部長の言われたように、必要性を感じているのだったらいいかんし、逆に言えば、いろんな事業が多くなって今の人数では少ないと思ったら増やさないかんのかも分からん。本課と商工会、商工会議所の連合会だけとの話だったら実際どうなのかというのもあるんで、出先の商工会、商工会議所とかとの意見交換なんかは年に何回かされてるんですか。

◎宮脇経営支援課長 商工会、商工会議所の意見交換会は年に何回かやるようにしております。

◎上治委員 それとその下にある経営発達支援推進事業、これはどんな事業ですか。

◎宮脇経営支援課長 先ほど説明したとおり、高知県商工会連合会と商工会議所に2名ずつ経営支援パートナーを来年度、配置する予定になっています。どういった人材かと言いますと、資金繰りの支援であったり、経営改善とか、なかなか厳しい状況にありますので、金融機関のOBの方であったり、中小企業診断士の方であったりを配置して、経営指導員とともに回ることによって、多様化する課題に対応する体制にします。

◎上治委員 本部へ配置して、その方が県内を全部網羅する考え方でいいですか。

◎宮脇経営支援課長 具体的には、商工会連合会は、布師田に2名おりまして、商工会議所は、高知商工会議所と須崎商工会議所に1名ずつ配置する予定です。今も経営エキスパートということで配置しているんですけど、来年度もそういう形で配置する予定です。委員おっしゃるとおり、県内全域をカバーする体制です。

◎上治委員 もう一点だけ。このデジタル地域通貨、例えば、私がキャッシュレスじゃないけど何かこういうのを持ったら、高知県内で使えるものと、私は自治体は馬路村なんで、馬路村で使えるものと2つ要ることなんですか。キャッシュレス決済、やらなあかんがやと思うけど妙に理解がしにくい。もうちょっと説明をお願いしますか。

◎宮脇経営支援課長 県内のいわゆる地域通貨を具体的に申しますと、県内全域で使えるものが、例えばジモッペイがあるんですけど、これは県内全域を想定してます。市町村単位では、現在、香美市にはk a m i c a、土佐清水市にはM e j i - C aという地域通貨

があります。使い方としては、スマホにアプリを入れて、そこにお金をチャージして、QRコードをかざすと買物とかができる仕組みです。

◎上治委員 あんまりスマホ得意やないんでよく分からんですけど、県内全域で今、ジモッペイがあれば、それが例えばMeji-Caとかkamicaの必要性は何かあるんですか。そこがよく分からん。高知県内で使えるこういうものがあって、さっき言うようにどこでも使えますよね。そうではなくて、土佐清水市とか香美市にはまた別のもんがあって。なけりゃいかんもんやろうか。これがあつたら県内全部いけるのに、それが妙に理屈が分からんがですわ。県内の全部の市町村がそれぞれします言うたら、何が何やら分からんがやない。それどんなもんなんですか。

◎宮脇経営支援課長 別々に考えていただく必要があるのかなと思います。まず地域通貨、市町村がそういうのを導入するかどうかがあります。土佐清水市と香美市は全市民にカードを配って使えるようにしています、というのがまず一つ。ジモッペイのほうも、使える店舗、というのがあるので、まだ県内全域で使えるという形にはならない。県内全域で使えるんですけど、それだけが全部カバーできることにはならないことになります。

◎上治委員 自分よく分からんのは、市町村でやったら市町村のところは全部使えるようになるということやったら、同じ予算をつぎ込んでるやったら、全部使えれるように。市町村で手を挙げたところは、その自治体のところは全部配って全部使えるということならやけど、その市町村も使える店舗と使えない店舗があるということなんですか。まずそこは。

◎宮脇経営支援課長 そうです。

◎上治委員 妙に理屈が分からん。

◎弘田委員長 上治委員、それはちょっと勉強してください。

◎水野委員 Uターンで帰ってきているんで本当に詳しくないんですけど。ジモッペイって何かこうオートチャージなんですか。何かのクレジットカードからオートチャージでこの銀行でもどこでも使えるんですか。

◎宮脇経営支援課長 まだオートチャージかどうかという、例えばコンビニとかで入金してチャージするという形。

◎北條商工労働部副部長 今、ジモッペイですけれども、様々な金融機関と連動してまして、ジモッペイ自体は高知信用金庫ですけど、例えば四国銀行、高知銀行の口座をお持ちで、その口座を登録していれば、その口座をひもづけて、四国銀行の口座からジモッペイのほうにチャージを移すことはできるようになっています。

◎西森（美）委員 関連して。これ一旦、県の補助が中断していたと思うんです。令和7年度はなくて、その前は補助金があったように記憶してるんですけど、一旦やめた理由と、それからまた復活した理由、教えていただいていいですか。

◎宮脇経営支援課長 委員のおっしゃるとおり、令和6年度に1回この予算の半分ぐらいで同様の支援をさせていただきました。今回上げさせていただいた理由は、経済対策ということで、国から物価高騰の交付金が来ましたので、これを活用して、事業者の支援という目的で予算を上げさせていただいております。

◎西森（美）委員 例えば大手のキャッシュレス決済とかだったら手数料が高いので、それよりかは地域通貨のほうが安価でできるという事業者のメリットもある。そして、還元されるようなポイントも付与されたりするので、利用する側、住民の側にも物価高騰対策として、両方にメリットがあるということで、国の補助金を使って今回また再補助になったんだろうなと思うんです。これ皆さんからもお話があるように、高知信用金庫がやってくださっている、御努力をいただいて、登録のお店をどんどん今、拡大してくださっていると思います。でも市町村によっては偏在があるので、事業者の方が補助をもらってどんどん拡大していただく企業努力の面と、あと、公のお金が入って補助しているからには、ある程度県内の住民の皆さんに使えれるものにしていかなくてはいけないという課題も、もう一つ出てくるのではないかなと思うんです。その点の認識、見解を教えてください。

◎宮脇経営支援課長 この補助金は、事業者支援を主な目的としています。ひいては消費者支援になると思っています。加盟店につきましては、前回のキャンペーンをしたときも増加しています。今回もキャンペーンとかをすることによって加盟店の拡大を図っていくことにより、県内全域で使えるような支援になるかと思っています。

◎西森（美）委員 3月も20%還元のキャンペーンもされて、すごく努力をしてくださっていると思います。

それともう一つは、須崎市でいろんな公共施設を使うときの手数料とかもジモッペイでできるようになっていて、そのときには、手数料が発生しないように私は認識してるんです。香美市とか土佐清水市はそれぞれの戦略があってやられてるかもしれませんが、全部の自治体ができるわけではないと思ったときに、そういう基礎自治体としても、DXに貢献できるものなのであれば、県として補助をしていく価値もあるし、それを横展開していく意味があると思うんです。そこは県としてはどういう戦略を持ってらっしゃるのか、教えてください。

◎宮脇経営支援課長 そこはそれぞれの市町村の判断になるかと思うんですけれども、委員おっしゃったとおり、行政サービスの向上、須崎市であつたりとか中土佐町とかが、実際にこのジモッペイでできるようにしています。そういった利便性もありますので、各自治体、香美市とか土佐清水市の取組が広がっていくのが望ましいとは考えております。

◎西森（美）委員 ぜひお願いします。広げてください。

◎塚地委員 市町村がやっているカードは、そこに住まわれている方しか持たなくて、そ

の市町村にある商店、事業所で使えるということ。それとジモッペイは、例えば須崎市じゃなくて土佐清水市でも使えるという。この市町村とジモッペイとの競合関係みたいなものはないのかがちょっと私も分からなくて。私たちも地域通貨は地域循環でそれはとてもいい取組だなと思ってんですけど、その市町村ごとでやるのとジモッペイとの関係性というのが、どう整理したらいいのか、考え方を教えていただきたい。

◎宮脇経営支援課長 今、把握してる範囲でジモッペイが使える店舗が県内 3,000 店舗ぐらいです。まだまだ店舗はたくさんありますので、その競合までいくとはまだ考えてないです。こういった取組をまずは広げていくのが大事ななと思っております。

◎塚地委員 例えば市町村に横展開すると考え、それも推進する狙いがありになるでしょうか。香美市と土佐清水市以外の市町村でも地域通貨をつくってほしいということも推進されるということでしょうか。

◎宮脇経営支援課長 今の県としてこういう通貨をつくって下さいという方針はないんですけれども、そういう取組に対してはこの補助金の対象になっていますので、支援はしていきたいと考えております。

◎塚地委員 そこは何か整理が要るんじゃないかなあと。対象の店舗、この店舗はジモッペイを選びます、香美市のこの店舗は k a m i c a を選びますという、その k a m i c a と M e j i - C a のところは店舗によって選択する関係になるということですかね。店舗がジモッペイか。

◎弘田委員長 我々委員の、このジモッペイとか M e j i - C a とか、そういう認識が少し違っているようなので、これはちょっと勉強してからにしましょう。

私の経験なんですけど、私が土佐清水市で泊まったときに M e j i - C a 使えました。室戸市の人間が使える。ですから、きちんとした認識ができずに我々思っていますから、その部分はまた別の機会にやりましょう。

自分が知っている限りで言えば、市町村がよく経済対策で地域通貨で紙ベースの出すじゃないですか。あれの電子版と思うたら全然問題ないと思うんですけど。それが電子ベースになっちゅうからいろいろ戸惑ってるわけで、そこは少し勉強したらきちんと整理できると思うんでね。これ後にしないと、いつまでたっても終わらんから。

◎上治委員 分かりました。別で、訴えのところですよ。今回、訴訟をすることがベストで、あくまでいけるということなんですけど、返済の状況を見て、初回の償還日が平成 2 年でこれが償還されてない。その後も、ほぼ償還と言える金額ではない状態がずっと来ておって、今回訴訟して、仮に県として勝ったとしても、その償還へ向けてどういう方向性でやっていこうと。例えば、一番最後、月額 14 万円を回収中で、この 14 万円をずっと続けていこうと、これ以上はもう無理だと思って、今回長くするために訴訟に行くのか、その辺の考え方はどんなんですか。

◎宮脇経営支援課長 委員おっしゃるとおり、現在は相続人の方から月 14 万円を回収しております。これをずっと行こうという考えではなく、2 年前もいろいろ財産調査とかも行って、差押えとかも行ってしております。そういう調査をしながら、回収できる部分については回収に努めていきたいと思っております。相続人とかも今、専門の業者にも委託していろいろ調査していただいておりますので、そういったところと、顧問弁護士等と県庁の関係各課と協議をしながら回収に努めてまいりたいと考えております。

◎上治委員 相続人の方の年齢とかも当然あるだろうし、高齢だったら返済する期間がどこまでいくのか。あるいはもう連帯保証人 B という方はどれくらいの年齢であつたらいいのかとか、弁護士もおられて、相当なことは考えておるだろうと思うんですが、なかなか少ないお金ではないんで、訴えをして、貸したもんだから、少しずつでももらうということとは続けてはいかないかんけど、なかなか厳しいとしか言いようがない案件よね。

◎塚地委員 別件で。先日、地元紙にも帝国データバンクの廃業と倒産の件数が結構大きくなっているというデータも出てたんですけど。経営支援課が対象としている県内の事業者数というのは、いわゆる 2 万 3,000 者ぐらいの事業者数全体の経営支援が対象なんでしょうか。変な聞き方かもしれないんですけど。

◎宮脇経営支援課長 今、委員おっしゃったのは、県内の中小企業の数 2 万社のことをおっしゃったんだと思うんですけども、経営支援課の中や、ほかの課もそうなんですけど、いろんな支援、補助金であつたりとか融資であつたりとかはいろんな支援があるんですけども、例えば補助金だったら卸・小売サービスに限定しているとかありますし、融資だったら幅広い業種を対象にしているというところで、それぞれの目的等で変わるところあります。

◎塚地委員 なるほど。その融資部分が今ちょっと大変な状態なのかなと。私も何件か御相談も受けていたりするんですけど、コロナ禍のときの融資の返済が始まって、物価高騰、賃上げも、トリプルでダメージを受けているというお話もあって、今のそういう返済が滞りがちみたいなどころに対する支援は、来年度の予算の中で、具体的にこういう支援強化をしようと思っておりますということがあつたら、伝えちゃれるけどなというのもあって、教えていただけたらええかなと思うんですけど。

◎宮脇経営支援課長 融資制度になるんですけども、委員おっしゃるとおり、コロナのときのゼロゼロ融資の返済でいろいろ大変な業者が多い中、昨年 6 月補正で協調支援型特別保証制度融資というのを設立しております。それは運転資金とか設備資金とか借換式に使える低保証、低利率で使えるものになってまして、融資制度でいいますとそれをメインで支援をさせていただいております。

◎塚地委員 金融関係の方とも相談もいろいろさせていただいたりとかで、そこが伴走的に支援も。ここから借りると、一緒に計画を立てて貸してもらうという、そういう制度で

すかね。経営改善計画みたいなものを立てることで融資を受けられるという制度かな。

◎宮脇経営支援課長 そうです。先ほど御紹介しました協調支援型特別保証制度融資というのは、細かくしたらメニューが2つぐらいあるんですけども、銀行のプロパー融資と。この融資、保証協会の保証付きの融資になりまして、銀行の融資とセットでやることによって受けられるメニューと、あと、委員おっしゃるとおり、金融機関のフォローを受けていく、伴走支援を受けていくことを条件にしているメニューもあります。

◎塚地委員 できるだけ廃業につながらない支援を細かくやっていただきたいということでもよろしくお願ひしたいと思います。

委員長、先ほどのジモッペイの話なんですけど、勉強会はぜひさせていただきたいがやけど、2億円の予算が今回ここへかかっているんで、今議会の採決までにやっていただかんと。予算関連になると、ちょっと分かんないんですけど賛成しましたという話はできないなという。

◎弘田委員長 今のこの各委員の話を聞きよったら、利用者側から見た制度、例えばジモッペイとMeji-Caとの関係とか、そういうことだろうと思うんで、そういう資料はないですかね。それがあれば、皆さんの疑問はすぐ解けると思うんだけど。

◎桑鶴副委員長 以前kamicaのほうを勉強させてもらったので言わせてもらおうと、Meji-Caもkamicaも、Meji-Caは土佐清水市民が主に持たれて、プラスアルファ通貨を持てる人がいる。kamicaも同じなんですけども、使うことによって、店舗と、土佐清水市であつたり香美市にもプラスになるという。

◎塚地委員 それは分かるんです。だから、今やるやったら今やってもいいし、別にやるんだつたら採決前にやってほしいですというお願いをしたということです。

◎西森（美）委員 もう一個いいですか。すみ分けというより、今、店舗に行ったときに、auPAYやったりPayPayだつたりクレジットカードだつたり、消費者側はいろいろ選べるんですよ。そこにMeji-Caであろうがジモッペイであろうが、選ぶのはこっち側なので。ただ、事業者側にも利用料が減ってメリットがある。例えばジモッペイとかだつたら還元もあつたりするので、幾つものQRコードがあるお店なんかいっぱいあることなので、すみ分けはあんまり考えなくてもいいのかもしれない。私の感覚ですけど。どっちを選ぶかは消費者側がやったらええことなので、Meji-Caであろうがkamicaであろうが、地元応援したいとか、委員長のように室戸から行ってMeji-Caを使われて、ここのお店にちょっと還元していくというか役に立っていくみたいな形でやればいいことなので、すみ分けみたいなのが。

◎上治委員 けど、それやったらジモッペイだけでええがやないが。

◎弘田委員長 いや、県で考えたらそうやけど。

◎塚地委員 今やるのか次やるのかだけ決めてもらったら。

◎弘田委員長 各市町村で考えると、例えば室戸市やったら、室戸市の店を使うてもらいたいがやないですか。室戸市じゃないんやけど、Meji-Caは土佐清水市役所が土佐清水市の中にある商店とか業者を使ってもらいたいから、それをつくるんですよ。ですから、私が土佐清水市へ行ったときに、言うたら、あれは土佐清水市役所の旅行補助みたいなので、たったの2,000円やけど、それで2,000円安くなるからこれやりませんかという、そうですかってみたいなものですよ。ですから、市町村にメリットがあるからMeji-Caとかkamicaとか使うんであって、もう一つ大きいのは、県にメリットがあるから県が使うという。そやから利用者側でいうたら何でもえいわけですよ。けど、やっぱり地元応援という意味合いが強いから、これを今やろうというわけであって。Meji-Caみたいに土佐清水市がやりたいとなったらそれをやるし、多分もっと広がってくるんじゃないかなと思うんやけど、その仕組みをきちんと理解してないと、そんなもん要らんじやないかということになりますんでね。執行部はそこは理解してつくられゆうがでしょう。

◎宮脇経営支援課長 そのとおりです。

◎上治委員 結局、今、委員長が言われた、県内のそれぞれの市町村がつくりますと言ったら、県はそれに対して支援を全部せないかんという理屈になってくるわけよね。その2つだけ、Meji-Caとkamicaだけをやったということにはならんから。今、自分が質疑しゆうのはそこなんです。要は、他のところも同じようにやるということなら、別にそれはもうそれで分かりましたで終わる話なんです。

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で、経営支援課を終わります。

分かる資料があればお願いします。

〈企業誘致課〉

◎弘田委員長 次に、企業誘致課の説明を求めます。

◎揚田企業誘致課長 まず令和8年度一般会計の当初予算について御説明いたします。

1 ページ、予算総括表の上から5段目の企業誘致課です。令和8年度の予算総額は13億133万2,000円で、令和7年度と比較しまして5億6,458万6,000円の減となっております。これは、企業立地促進事業費補助金の減などが主な理由です。

続きまして、歳入の主なものについて御説明します。

2 ページです。一番上の9国庫支出金は、雇用開発支援事業費等補助金など、国からの補助金や交付金の受入れです。

中ほどにあります12繰入金金は、流通団地の貸付料の収入や、高知テクノパーク及び南国日章産業団地の土地売払い収入を一般会計に繰り入れるものです。

続きまして、歳出予算の御説明の前に企業誘致の取組の全体像について議案補足説明資料で御説明いたします。

3 ページです。左上、これまでの成果として、企業の新規誘致に取り組んできた結果、産業振興計画の策定以降の 17 年間で 73 社の誘致を実現し、およそ 1,900 人の雇用創出につながりました。

その右、昨年度から、副知事をトップとし、各部局の副部長をメンバーとする企業誘致戦略プロジェクトチームを立ち上げ、全庁を挙げて企業誘致を進める体制を整えています。現在、庁内で企業誘致戦略 V e r 2 を策定しているところですが、主な誘致対象分野として資料に記載している柱 1、製造業。柱 2、事務系企業、I T 企業、コンテンツ産業。柱 3、観光関連産業、宿泊業。柱 4、第一次産業。柱 5、中山間地域に働く場を創出する企業。この 5 つの柱に沿って、企業誘致課だけでなく、一次産業部局や観光振興スポーツ部、県内各地の地域本部など、全庁挙げて取組を進めていきます。

企業誘致課の取組は、資料にお示しするとおり 4 つの段階に分けて取組を進めています。

まず資料左側、オレンジ色の第 1 段階、企業誘致の受皿づくりとして、企業が新たな工場を建設するための団地開発を市町村と協働で行います。

次にその横のピンク色、第 2 段階の誘致対象の掘り起こしでは、企業との接触の機会をつくるために、デジタルマーケティングや見本市への出展を行い、企業へのアプローチのきっかけをつくっていきます。来年度の新たな取組として、赤のマル新マーク、企業誘致戦略推進事業委託料は、企業誘致の起点となるポータルサイトを構築し、デジタルマーケティングを実施するものです。A I 技術も活用し、企業の関心度や検討段階を把握して、確度の高い誘致対象の掘り起こしを実施します。

その下、青色の第 3 段階では、企業への個別営業を行います。地方への立地を検討している企業に対し、全国トップクラスの支援制度を用意し、企業の業種や形態に応じた支援を提案します。来年度のバージョンアップとして赤のマル新マーク、企業立地促進事業費補助金について、来年度から宿泊業向けの補助メニューを新設します。これまで製造業のみを対象としてきましたが、県内の中山間地域、特に県東部ではホテル閉鎖が相次ぎ、観光客やビジネス客が地域に滞留せず、高知市周辺に一極集中が課題となっています。観光振興スポーツ部では小規模宿泊施設への支援が行われていますが、中規模以上の宿泊施設を対象とする支援がなかったため、本補助金に新たに宿泊業を加え、同部と連携して誘致を進めていきます。なお、本補助金による支援は地元市町村が誘致に同意する中山間地域のみ限定し、高知市中心部などは対象外とすることを申し添えます。次にその下の青色のマル拡マーク、企業立地促進事業費補助金は、従来から企業に 10 名以上の新規雇用を生み出していただくことを要件としておりました。しかしながら、多くの事業者様から、近年の人手不足により、10 名の雇用要件のハードルが高い、雇用増加は企業が進めている省力化・デジタル化の取組と逆行するといった声を頂いていました。そのため、来年度から、これまでの新規雇用 10 名という要件に加え、もう一つの新たな選択として、県内企業に限

り従業員の賃上げを要件としたいと考えています。具体的には、3年間で従業員の給与支給総額を15%以上増加、かつ、3年間で1人当たり平均賃金を9%以上増加させることになります。高知県元気な未来創造戦略で目指す賃上げ環境の整備について、企業誘致の支援制度においても後押しできるよう、制度のバージョンアップを図ります。

最後に右端の緑色2つの丸、第4段階では、誘致が実現し企業が操業開始した後のアフターフォローを行います。特に誘致した企業にとって当面の課題となる人材確保の支援について、県内の教育機関や就職支援担当者と連携して力を入れていきます。

続きまして、議案説明書に戻りまして歳出について御説明いたします。

4ページです。右端の説明欄に沿って主な事業について御説明いたします。

上から3つ目の2工業立地基盤整備事業費は、香南工業用水の保全や工業団地の開発に向けた調査が主なものです。

1つ下の香南地域地下水変動状況等調査委託料は、香南工業用水の取水による周辺の井戸への影響などを調査しているもので、主に水位観測や塩水化調査を実施しているものです。

その下の高知県用地対策連絡協議会負担金は、知事が代表を務める団体である高知県用地対策連絡協議会への負担金で、双方代理による契約を有効なものにするため、議会の議決をもって事前許諾を頂こうとするものです。

その下の工場用地整備事業費補助金は、新たな工業団地の開発に当たり、市町村が行う開発候補地を選定する調査や、候補地が開発に適した土地であるかを詳細に評価するための条件調査に補助するものです。

次に、下から3つ目の3企業誘致活動推進事業費について御説明いたします。

一番下の立地企業人材確保支援事業委託料は、立地企業の事業拡大を図る上で必要な人材確保を支援するため、合同企業説明会を開催し、仕事の内容や働く魅力などをPRすることで、県内での認知度を高めるとともに、立地企業と求職者とのマッチング機会を創出するものです。

5ページをお願いします。一番上の企業誘致戦略推進事業委託料は、先ほど全体像のポンチ絵で説明した企業誘致の起点となるポータルサイトの構築とデジタルマーケティングを実施するものです。

2つ下の企業立地促進事業費補助金は、製造業の工場の新設や増設などの設備投資に対し補助を行うもので、3社への補助を予定しているものです。

その下のコールセンター等立地促進事業費補助金は、事務系企業のオフィスの賃借料などの運営経費に対し補助を行うもので、4社への補助を予定しているものです。

その下のIT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金は、IT・コンテンツ企業のオフィスの賃借料など運営経費に対し補助を行うもので、4社への補助を予定しているもので

す。

その下のサテライトオフィス等立地促進事業費補助金は、オフィスの賃借料などの運営経費に対し補助を行うもので、交付決定した２者と今後立地を予定してる３者、計５者への補助を予定してるものです。

その下のシェアオフィス利用推進事業費補助金は、市町村が新たにシェアオフィスを整備する際の補助や、県認定シェアオフィスに入居した企業に対する家賃などへの補助です。

その下の立地企業経営基盤整備支援事業費補助金は、人材確保が難しい中山間地域の条件不利地域において初めて誘致に成功し、本県に本社を置いている事務系企業について、中山間地域における若者・女性の事務系就業先の受皿として定着を図れるよう、事業基盤の強化に向けた支援を行うため、家賃や人材確保に関する経費などに補助を行うものです。

一番下の４流通団地及び工業団地造成事業特別会計貸付金は、団地造成事業に係る特別会計において、令和８年度に必要となります事業費に充てる資金を一般会計から貸し付けるものです。

続きまして、債務負担行為について御説明いたします。

６ページです。一番上の企業立地促進要綱に基づく指定企業が行う初期投資等に対する補助は、立地が決定しました企業の工場建設などの設備投資が複数年度にまたがる場合に対応するために措置するものです。

その下の大規模コールセンター誘致推進事業費補助金は、大規模な事務系企業の受皿となるオフィスビルを建築して賃貸する事業者への補助で、複数年度にまたがる事業に対応するために措置するものです。

その下のシェアオフィス利用推進事業費補助金は、県認定シェアオフィスに入居した企業に対する家賃などへの補助で、複数年度にまたがる事業に対応するために措置するものです。

続きまして、令和８年度特別会計の当初予算について御説明します。

７ページです。流通団地及び工業団地造成事業特別会計の令和８年度の予算総額は７億 847 万 2,000 円で、令和７年度と比較しまして１億 2,318 万 4,000 円の減となっております。これは香美市で予定していました香美楠目産業団地の開発の見送りにより事業費の減額が主な理由です。この産業団地の開発見送りに至った経緯につきましては、後ほど報告事項で別途御説明いたします。

続きまして、歳入の主なものについて御説明します。

８ページです。上から２つ目、１流通団地造成事業収入の１つ下、１財産収入の右側、節欄の（１）財産貸付収入は、南国流通団地と高知みなみ流通団地の貸付先 28 社からのリース料で、１つ下の（２）土地売払収入は、高知テクノパーク及び南国日章産業団地が分譲できた際の土地売払収入を計上しております。

2 工業団地造成事業収入の 1 つ下の 1 財産収入の右側、節欄の（2）財産貸付収入は、高知テクノパーク 5 号区画の買戻しに必要な財源として、南国流通団地と高知みなみ流通団地のリース料を計上したものです。

その下の 2 諸収入の（1）他会計借入金は、高知テクノパーク、南国日章産業団地の維持管理などに要します経費を一般会計から借り入れるものです。

その下の（2）受託事業収入は、南国日章産業団地における維持管理費について、南国市から市の負担分を受け入れるものです。

続きまして、歳出について御説明いたします。

9 ページです。右側の説明欄に沿って御説明いたします。

1 流通団地造成事業費は、2 つの流通団地の維持管理費です。

その下の 2 一般会計繰出金は、流通団地造成事業費の財源として借り入れております一般会計借入金について償還を行うものです。

一番下の 1 工業団地造成事業費は、高知テクノパーク及び南国日章産業団地の維持管理費と、高知テクノパークの土地の買戻しに要する経費を計上しております。香美市にある高知テクノパーク 5 号区画については、テクノパーク内に誘致し、高知工場を操業いただいている、広島県に本社を置く電子機器製造メーカーの新たな工場増設のため、3 年前に御購入いただいておりますが、経済情勢の変化で新たな工場の投資計画を実行できない状況となり、契約書に定める、分譲から 3 年以内に操業が開始されるめどが立てられないことから、土地譲渡契約の買戻しの特約条項を適用し、譲渡した土地の買戻しを行うものです。

続きまして、令和 7 年度一般会計の補正予算について御説明いたします。

11 ページです。予算総括表の上から 5 つ目の企業誘致課です。補正前の 18 億 7,849 万 5,000 円に対し、4 億 1,143 万 8,000 円の減額補正となっております。

続きまして、歳入について御説明いたします。

12 ページです。一番上の 12 繰入金は、補正前の 6 億 9,786 万 9,000 円に対し、5 億 5,873 万 3,000 円の減額となっております。これは、今年度の分譲を見込んでおりました高知テクノパークと南国日章産業団地の分譲収入がなかったものによることです。

続きまして、歳出について御説明いたします。

13 ページです。右端の説明欄に沿って主な事業について御説明いたします。

上から 2 つ目の工場用地整備事業費補助金は、工場用地の調査を予定しておりました市町村におきまして、適地が軟弱地盤であることなどから、団地開発候補地の絞り込みに至らず、補助対象事業者が当初の見込みを下回ったことによるものです。

その 2 つ下の企業立地促進事業費補助金と、その下のコールセンター等立地促進事業費補助金は、補助対象企業において人材確保が予定どおり進まず、雇用の時期が遅延したた

めに、今年度中の補助金の執行を見送ったものなど、補助対象事業費が当初の見込みを下回ったことによるもので、一部を令和8年度予算に計上し直しをいたしております。

その下のIT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金と、その2つ下のシェアオフィス利用推進事業費補助金は、補助対象企業における従業員の雇用計画に対して実績が下回ったことによる雇用奨励金の減など、補助対象事業費が当初の見込みを下回ったものによるものです。

続きまして、令和7年度特別会計の補正予算について御説明いたします。

14 ページです。補正前の8億3,165万6,000円に対し6億4,515万8,000円の減額補正となっております。

続きまして、歳入について御説明いたします。

15 ページです。上から2つ目の1 流通団地造成事業収入の1つ下の1 財産収入の右側の節の欄、(2) 土地売却収入は、見込んでおりました高知テクノパークと南国日章産業団地の分譲収入がなかったことによる減額となっております。

続いて上から4つ目の2 工業団地造成事業収入の3つ下の3 諸収入は、香美楠目産業団地の開発見送りなどにより、市町村からの受託収入が減額となったものです。

続いてその下の4 県債は、香美楠目産業団地の開発見送りにより起債借入れが不要になったことによる減額となっております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

16 ページです。上から3つ目の1 流通団地造成事業費の右側の説明欄の1 一般会計繰出金は、財源として借り入れております一般会計からの借入金について償還を行うものですが、当初見込んでおりました工業団地の分譲収入がなかったことから償還金額を減額するものです。

その下の1 工業団地造成事業費は、香美楠目産業団地の開発見送りなどにより減額を行うものです。

以上で、企業誘致課の説明を終わります。

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎上治委員 企業を誘致するのに、条件的に高知県は立地的に不利なのかも分からるので、他県との違いを見せて、トップクラスの支援事業をしていこうということでやるんですが、予算の中で企業誘致戦略推進事業というのが委託で。企業誘致戦略なんで、そこで言うトップクラスの支援なんかを戦略的にやって呼んでこようということをしていくのか、その企業誘致戦略推進事業はどういうものか、これ委託なんで、どういう考え方なのか。

◎揚田企業誘致課長 企業誘致戦略推進事業委託料は、企業様への補助金とは別の委託事業でして、企業誘致の起点となるポータルサイト、ホームページの構築プラス、デジタルマーケティングをして、地方拠点の開設に関心のある企業の掘り起こしを行うものです。

◎上治委員 委託なんで、例えば県内の事業者に公募、あるいは県外、全国、その辺はどんなんですか。

◎揚田企業誘致課長 県内外問わず、デジタルマーケティングを得意としている企業などを対象に、プロポーザルを行う予定です。

◎上治委員 プロポーザルということなんで、全国に公募をかけてやってみようという理解でいいんですね。

◎揚田企業誘致課長 そのとおりです。

◎上治委員 あともう一点。全国トップクラスの支援制度。他県にはない、ええぞというのは、これでいうたらどれどれなんですか。

◎揚田企業誘致課長 例えば製造業向けの補助金ですと、本県は土地が補助対象になっておりますけど、土地まで補助対象にしている県は大変少のうございます。それから事務系企業の誘致に関しても、他県は高知県の制度の研究もしておりますけれども、企業様に聞くと、高知県の補助率や対象品目など、ほかの県に比べて手厚いという評価をいただいております。

◎上田委員 高市政権がこの責任ある積極財政ということで、地方に大きなチャンスだと思うんですけども、既に食品メーカーとかがもう動いていますが、県にはいろいろ問合せとかないですか。

◎揚田企業誘致課長 高知県にはユズとか水産物含めていろんな地域資源がありますので、そういう地域資源に着目しているメーカーなどを対象に今、誘致活動もしているところです。

◎上田委員 課長とはいろいろやり取りもしていますけれども、いよいよ私も、もう数か月ずっとこの企業誘致に動いてますけれども、来週来てくれます。不動産部が来ます。ご存じのように、そこはもう飲料水やサブリジャコスメじゃ、いろいろやってますんで。昨日の質問なんかにも、陸上養殖とか植物工場とかいろいろありました。多分、何でもそのメーカーでできるんで、本当にもう何とか来てもらいたいなと思ってますけれども、本当に誘致合戦を全国各地でやられていると思うんですが、意気込みを。

◎揚田企業誘致課長 半年ほど前、委員から、ある企業様の紹介を受けさせていただきました。高知に関心を持っていただいているとお聞きして、御紹介いただき大変ありがたく思っております。企業が来県された際には、高知県への誘致につながるようなプレゼンテーションをさせていただきたいと思います。

◎土森委員 宿泊事業への補助メニューで誘致すると、中規模クラスと言ってましたけど、どんなホテルなのか。

◎揚田企業誘致課長 対象としておりますホテルが、30室以上もしくは収容人数100人以上規模のホテルを想定しております。

◎土森委員 それも全国トップクラスの支援制度をつくるということですか。

◎揚田企業誘致課長 ベンチマーキングしておるんですけど、山梨県、徳島県で宿泊業向けの誘致の補助制度がありましたけれども、ほかの県で宿泊業を対象とした誘致の補助金は、私たちが調べて見当たらず、ここの部分で私たちは攻め込んでいきたいと思っております。

◎土森委員 もうそれこそ引き合いといいますか、何かそんなのはあるんですか。

◎揚田企業誘致課長 先ほど紹介しました、ホテルが少なくなっている地域などに、ある民間の事業者が関心は示しているけれども、まだ踏ん切りがつかないというときに、何か補助制度があればなあと、そういうお声もあったとお聞きしています。今回新たな補助制度をつくることによって、そういう企業の後押しにつながればなと思っております。

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で、企業誘致課を終わります。

◎西森（美）委員 ちょっと1個お願いがあるんですけども。先ほどの地域通貨の最後の私の質疑です。もし皆さんの御了解いただけたら、ちょっと私の質問も不適切でしたし、答弁としてもやっぱりいかんと思いますので削除してください。

◎弘田委員長 削除します。

◎西森（美）委員 その上でお聞きしてもいいですか。

◎弘田委員長 終わった後やきね。

◎西森（美）委員 そしたら削除で。

◎弘田委員長 ということでよろしいですかね。

繰り返しになりますけど、資料を用意して、我々委員が理解できるようにしてもらいたいと。

ここで20分ほど休憩をして、再開は3時10分とします。

（休憩 14時47分～15時7分）

◎弘田委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

〈雇用労働政策課〉

◎弘田委員長 次に、雇用労働政策課の説明を求めます。

◎杉本雇用労働政策課長 令和8年度当初予算及び令和7年度補正予算につきまして、御説明いたします。

1ページです。雇用労働政策課の令和8年度当初予算額は19億6,058万4,000円で、前年度と比べ7億9,828万7,000円の増となっております。

続きまして、3ページです。歳入の主なものについて御説明いたします。

科目の一番上にあります6 商工労働費補助金は、国からの交付金や補助金です。

右端の説明欄1つ目の地域少子化対策重点推進交付金はワーク・ライフ・バランス推進事業や働き方改革推進事業に、3つ目の職業転換訓練費交付金とその下の離職者等職業訓練費交付金は高等技術学校の職員給与費などに、7つ目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は賃金向上環境整備事業に充当するものです。

4 ページです。当課の収入合計は一番下の合計欄の左から2つ目、14 億 7,356 万 4,000 円で、前年度と比べ7 億 9,323 万 4,000 円の増となっております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

5 ページです。右端の説明欄に沿って主な内容を御説明いたします。

まず2 労働政策総務費のうち、6 ページ、一番上の高知県労働者福祉協議会補助金は、勤労者の生活向上及び福祉の増進を図るため、一般社団法人高知県労働者福祉協議会が実施する労働相談や講習会などに対して助成を行うものです。

次に、3 働き方改革推進事業費です。

2つ目のワーク・ライフ・バランス推進事業委託料は、県の独自制度であるワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度の認定に係る審査やアドバイザーによる企業訪問、専用ホームページでの周知啓発などの業務を委託するものです。

その下の働き方改革セミナー開催委託料は、県内企業の働き方改革に向けた機運の醸成につなげるため、経営者層などを対象とした働き方改革に関するセミナーの運営業務を委託するものです。

その下の働き方改革普及促進事業委託料は、社会保険労務士などの国家資格を持つ働き方改革コンサルタントによる県内企業への伴走支援に加え、従業員が複数の業務を担える体制づくりに取り組む企業を支援するための研修会の開催業務などを委託するものです。

その下の労働環境等実態調査委託料は、県内企業における育児休業に関する実態を把握し、共働き共育での推進に向けた検討資料とするため、調査を委託するものです。

次に4 訓練管理費は、職業能力開発審議会の開催などに係る経費です。

7 ページです。5 高等技術学校費は、高知と中村の高等技術学校において新規学卒者や離職者、在職者などが必要な技能と知識を習得するための訓練を実施するものです。

3つ目の警備等委託料は、高知と中村の高等技術学校の警備や庁舎清掃、消防設備の保守点検などを委託するもので、その下の調理業務等委託料は寮生への給食業務などを委託するものです。

その下の生活相談員配置事業委託料は、訓練生などに対し職業訓練を実施する上で必要な援助を行うとともに、訓練生の中途退校を防止するために必要な助言や個別指導を行う生活相談員を高等技術学校に配置する業務を委託するものです。

次に、6 高等技術学校施設等整備事業費です。

1つ目の改修等工事請負費は、高知高等技術学校の渡り廊下改修工事や中村高等技術学校実習棟の塗装塗り替え工事などの工事を行うものです。

次に7職業訓練費のうち、8ページ上から2つ目の職業訓練委託料は、若年者や離職者などに対する職業訓練の実施を専門学校など民間の教育訓練機関に委託するものです。

その下の託児サービス提供事業委託料は、小学校就学前までのお子さんがある受講者が訓練を受けやすい環境を整えるための託児サービスの実施を委託するものです。

その下の認定職業訓練費補助金は、高知県塗装工業会や高知県板金職業訓練協会などの職業訓練法人が行う認定職業訓練に要する経費に対して助成するものです。

次に、8技能開発向上対策費です。1つ目のものづくり名人派遣事業委託料は、次の世代を担う若者などにもものづくりの魅力に触れる機会を提供することにより、伝統の技を受け継ぎ発展させる大切さを理解してもらうため、菓子製造や左官、大工など様々な分野での優れた技能者をものづくり名人として、県内の小中高等学校などに派遣する業務を高知県職業能力開発協会に委託するものです。

その下の地域職業訓練センター管理運営委託料は、企業の従業員への教育訓練施設である地域職業訓練センターの管理運営について、指定管理者である高知県職業能力開発協会に委託するものです。

その2つ下の高知県職業能力開発協会補助金は、企業における職業能力開発に関して指導援助を行っている高知県職業能力開発協会の運営や、技能検定の実施などに要する経費の一部を補助するものです。

次に9雇用促進対策費です。

1つ目の情報発信委託料は、就職や転職、スキルアップに関心のある県内の若者に対し、デジタルマーケティングを活用し、プッシュ型で県内の様々な仕事の情報や各産業分野における支援策を一元的、網羅的に情報発信する業務を委託するものです。

その下の高知県シルバー人材センター連合会運営費補助金は、県内各地のシルバー人材センターの活動を支援するため、公益社団法人高知県シルバー人材センター連合会の運営費などに要する経費を助成するものです。

9ページです。10就業支援事業費のうち1つ目の就職支援相談センター事業実施委託料は、若者などの就職をサポートするための施設であるジョブカフェこうちの運営を委託するものです。

次に11賃金向上環境整備事業費です。

2つ目の補助金事務委託料につきましては、その下の賃金向上環境整備事業費補助金への事業者からの問合せや交付申請の対応、広報の実施などの事務を委託するものです。

3つ目の賃金向上環境整備事業費補助金につきましては、補足説明資料で説明をさせていただきます。10ページです。

まず資料上段の趣旨の②として国や県の生産性向上などに資する補助事業を活用し、持続的な賃上げ等を目指す事業者に対し、賃上げ原資の一部に相当する経費を支援するものです。

次に資料中段の概要欄を御覧ください。資料左側1の補助概要の(1)対象事業者としては、アの県が指定する国または県の補助金の交付決定を令和8年度に受けている者等、及びイの賃金を支払っている従業員が1名以上いることの両方を満たす県内に本社または主たる事業所を有する中小企業等としています。

その下の(2)の補助額は、対象従業員1人当たり10万円、1社当たりの限度額を1,000万円としております。

資料右側に移っていただき、(5)の補助要件としましては、アの直近事業年度の決算において対前年度比で2%以上、またはイの令和7年12月1日から令和8年12月1日までの間に対前年同月比で2%以上の賃上げが行われていることとしています。なお、指定補助金において賃上げ実績が交付要件となっている場合には、その要件をもって補助要件に変えるものとしております。

その下、2の主な指定補助金としましては、生産性向上に資する事業を対象とする国や県の補助金などのうち対象業種が幅広く活用事業者数が多いものを中心に選定し、県の総合補助金や労働局の業務改善助成金などを想定をしております。

続きまして、債務負担行為について御説明いたします。

11 ページです。1件の債務負担行為の設定をお願いしております。職業訓練委託料は、民間の教育訓練機関に委託する訓練のうち介護福祉士や保育士の資格取得のように、年度をまたぐ訓練コースの設置に対応するためのものです。

以上で、令和8年度当初予算についての説明を終わります。

続きまして、令和7年度一般会計の補正予算について御説明いたします。

12 ページです。上から6段目ですが、当課全体で1億8,662万2,000円の減額補正となっております。

14 ページです。続きまして歳出について、右端の説明欄に沿って主な内容を御説明いたします。

2働き方改革推進事業費の3つ目、働きやすい環境整備事業費補助金は、およそ40の事業者に対し交付決定を行っています。しかし、交付申請件数が当初見込みを下回ったことなどに伴い、執行残を減額するものです。

15 ページです。5職業訓練費のうち1つ目の職業訓練委託料は、委託訓練において全64コースのうち13コースが訓練中止となったことなどに伴い、執行残を減額するものです。

2つ目の託児サービス提供事業委託料は、小学校就学前までのお子さんがある受講者が

訓練を受けやすい環境を整えるための託児サービスの実施が見込みを下回ったことに伴い、執行残を減額するものです。

次に7就業支援事業費のうち、1つ目にあります就業支援相談センター事業実施委託料は、ジョブカフェこうちにおける職業体験者の人数が見込みを下回ったことに伴い、執行残を減額するものです。

以上で、雇用労働政策課の説明を終わります。

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎西森（美）委員 賃金向上環境整備事業費補助金についてお聞きしたいと思います。これは本会議場でも議論があったところですけど、1人以上の従業員がいらっしゃる事業者が9,800事業者あると。今回1,100事業者になってるんですけど、この要件を満たす方は、この1,100事業者で全部網羅というか対象者として含められているのか。不足がないのかを聞きたいです。

◎杉本雇用労働政策課長 この1,100事業者の数字を出すに当たりましては、令和6年度の実績を参考に、もう一つは、令和8年度に実際どういった件数をやっていくかということ、県庁内あるいは国のいろんな機関とも相談しながら、出していった数字になっております。1,100事業者が必ずこれ全部かと言われますと、確実とは現段階では申し上げることができない状況になっております。

◎西森（美）委員 その方々が全部手を挙げられたときに、今の段階では1,100事業者では足りない場合もあるかもしれないわけですね。

◎杉本雇用労働政策課長 1,100事業者ということ想定はしておりますが、そういったことも可能性としてはあろうかと考えております。

◎西森（美）委員 そうなったときに、これは国の原資を使っているものなので、補正予算みたいな形のものが考えられるのかどうか。それはどうなんですか。

◎杉本雇用労働政策課長 現段階での補正予算の考えは持っていませんが、予算としまして8億8,000万円ということもあります。1,100事業者に対しまして、1者当たりがどれぐらいになるかということもありますので、そういったところも見ていきながら、必要であれば補正予算とかも検討していくことが必要だと考えております。

◎西森（美）委員 もう一点気になるのが、9,800事業者あって1,100事業者ぐらいが今まで補助金を活用されていると。11%強ぐらいですよ。これって高知の事業者の皆さんを見たときに必要がないとは私は思いにくいんですけど、申請の仕方が煩雑なのか、時間がないのか、情報が届いてないのか。届いていないこともあり得るんじゃないかなと思うんですけど。これに限らず県、国の補助金をどのように周知されているのか、今後にも関わってくることで、部長教えていただきたいです。

◎岡田商工労働部長 今までは各経済団体、それから各業種別の団体、そういったところ

を通じて周知をしてきております。ただ、全県下行き届いているかという点、なかなか先ほど委員がおっしゃったように、利用実績とかを見ると行き届いてない部分もありますので、今回、所得向上の補助金は金融機関も巻き込んで広く周知をしていくところでありますので、そういったところとタイアップしながら、より広く皆さんに知っていただけるような取組を展開していきたいと思っています。

◎西森（美）委員 スケジュールを見ましたら、募集開始が令和8年6月。事業者の方の手元に届くのは大体どれぐらいのスケジュール感で考えたらいいですか。

◎杉本雇用労働政策課長 何月ということは現段階で申し上げることはできませんが、こちらとしましては、申請を頂きましたらできるだけ早くとは考えております。今回、補助金を出すに当たりまして、できるだけ皆様のところに早期に支払いができるようなやり方を、考えてまいりたいと思っております。

◎上治委員 6ページの事業のところ、ワーク・ライフ・バランスの推進、その下段に働き方改革の普及推進の事業があるんですが、委託の内容とどこへ委託をするのか。

◎杉本雇用労働政策課長 ワーク・ライフ・バランスの推進事業の委託は、ワーク・ライフ・バランスの推進企業を増やしていくために、今、県内でアドバイザーを9名の方を認定しております。そうした方々に県内の企業を回っていただきまして、ワーク・ライフ・バランスの推進企業をさらに増やしていこうという取組です。

下の端3つ目にあります働き方改革の普及の促進事業、こちらは県内の企業に対しての伴走支援、あるいは表彰の制度、もう一つは事例集の作成とか、そういったものややっていく形になっております。

◎上治委員 そしたらワーク・ライフ・バランスの委託は、今9名認定している方々に、それぞれ委託契約か何かを結んでやっていく理解でいいんですかね。

◎杉本雇用労働政策課長 委託するときには、ワーク・ライフ・バランスに取り組むその企業とまずは契約をさせていただきます。その企業が、こちらのワーク・ライフ・バランスのアドバイザー9名に対して実際に動いていただいた場合に、その報償費とかそういったものを支払っていただくという形になっております。

◎上治委員 そしたらワーク・ライフ・バランスに取り組もうという企業に委託料を払って、そこがアドバイザーにお金を払って、この事業をこなしていくという理解でいいんですか。

◎杉本雇用労働政策課長 そのとおりです。

◎北條商工労働部副部長 補足よろしいでしょうか。ワーク・ライフ・バランスの推進事業委託料は、事業者、県がワーク・ライフ・バランスの認証制度を進めるために、会社とその受託先と事業を結びます。その受託先がワーク・ライフ・バランスを推進する9名のキャリアコンサルタントとかそういった資格を持たれているような方、主に社労士を雇用

するとか、そこの契約の中で推進をしていく制度になっています。

◎上治委員 ワーク・ライフ・バランスを県が認証しようと、推進していくために民間業者と委託契約をして、その委託を受けたところが先ほど言った9名の様々な方々に、それぞれの企業というか取り組もうとするところを図ってやるという理屈ですかね。

◎杉本雇用労働政策課長 その企業を通じまして、9名の方々に各県内のいろんな企業を回っていただく形になっております。

◎上治委員 そしたら、今現在、認証企業をずっとやられてきて、県が進めようと、やっていこうとするのは今どのくらいまでいってるんですか。

◎杉本雇用労働政策課長 ワーク・ライフ・バランスの推進企業認証になっておるのは、延べになりますが1,010社になっております。目標を毎年立てておりますが、それを毎年超えていく形で、ワーク・ライフ・バランスの認証の企業は増えてきておる状況です。

◎上治委員 高知県は中小企業とか様々あるんですが、認証企業は、雇用の人数が小さいところも入ってるんですか。

◎杉本雇用労働政策課長 従業員の規模が小さいところも入っております。例えば、これまでに576社全部で認証しておりますが、10人以下でいきますと、約120社になっております。

◎上治委員 最後です。ワーク・ライフ・バランスを推進をしている会社ですという認証をもらったら、新たに雇用をするときに、何かすごくプラスになっておるとか、そのようなことはあるんですか。

◎杉本雇用労働政策課長 1つは、企業自体のイメージアップにもつながるところがあります。もう1つ、例えば、高知県の建設工事の入札参加資格の審査の評価点で加点があります。そのほかにも、例えば銀行の取組ですが、認証企業の事業を対象とした金利優遇制度をつくられているとお聞きをしております。

◎塚地委員 育休の実態調査を来年度やられるということでしょうか。

◎杉本雇用労働政策課長 育休の調査につきましては、労働環境実態調査というものがありますが、令和元年度からやってきております。来年度につきましては、その中でも男性育休に関する調査を令和8年度に実施していくように予定をしております。

◎塚地委員 調査対象はどのような規模の事業所か。どれぐらいの数をお調べになるのか。

◎杉本雇用労働政策課長 県内5,400事業所に送らせていただくようにしております。5,400社のうち従業員5人以上のところは3,400事業所で、残りが2,000事業所の形でトータル5,400事業所、これまでも送らせていただいております。

◎塚地委員 実態もしっかり調べていただいて、必要な手だても、代替に対する補助金みたいなものも考えてらっしゃると思います。そういうところをぜひ推進もしていただきたいので実態がよく分かるよう、どの期間、育休を取ったかまで調べられる内容になってるん

でしょうか。

◎杉本雇用労働政策課長 期間としましては、例えば1か月以上、5日から2週間とか幾つかの部分に分けまして、そこから選んでいただく形になっております。

◎塚地委員 結構、短期間でも取ったということになっている数字も出たりするので、そこまで詳しく調べていただけるのは、今後の参考にもなってありがたいので、ぜひよろしくをお願いしたいと思います。

それと、先ほどの賃金向上のところ、8億+8,000万円で、1人10万円ということは8,800人と考えてもいいということなんですか。

◎杉本雇用労働政策課長 計算は合っていると思います。

◎塚地委員 1,100事業者が対象で、マックスなところは1社当たり1,000万円、100人までマックスで出せる制度ということですね。

◎杉本雇用労働政策課長 そうです。

◎塚地委員 この制度としては、従業員が1名以上いる事業者が使える制度で、私は真水でこの賃金向上のためにお金出す決断は、大英断だったと本当に思っていますし、従業員が1名以上いることで使える制度もよく考えていただいた制度だと思っています。だからこそ、そういう規模のところにも、ぜひ使っていただけるように頑張っていただきたいと思っています。

4月の段階で要綱が出来上がって、募集開始が6月になって、先ほど西森（美）委員からもお話があった、周知期間とか準備期間とかのところで、零細業者は事務員もおいでなかったりとか、せっかく制度はあるんだけど使いにくいという、所得向上推進の総合補助金も受けないとこれが受けられない、2つの取組をせんといかん。こう一瞬考えたときに、事務員がなかなか慣れてない方やとりに行きにくいよねということに、もう入り口から何かハードル高く見えてしまうことがあるなと思っていて。そのところを前回も言いましたが、商工会とか伴走支援してくださる方が相当丁寧にやっていただいて、使っていただけるようにしていただきたいなと思っています。

相談窓口を各地域本部にも置いてくださるお話もあったので、どこに行ったら具体的に対応してもらえますよという、商工会の会員も結構最近は少なくもなってきた、ここだとやっぱりここに行ってやらせてもらえますよみたいところを、きちんと周知していただくことが大事ななと思ってんですけど、そこは具体的にどんな。

◎杉本雇用労働政策課長 先ほどの所得の補助金もそうですが、そちらのほうとも一緒に動いていく必要があるかと思っています。そうしたところは、いかに県内のいろんな事業者の皆様に知らせていくかのところが大切だと思いますので、所得向上の部分とも併せて考えていきたいと思っています。もう一つは、新たにホームページとかも今後考えていく形にしておりますので、皆さんに見ていただけるよう、ぜひ周知といいますか、PRをして

いきたいと考えております。

◎塚地委員 分かりやすく使えるなと思えるもののアピールがすごく大事だと思うので、ぜひ、工夫もしていただきたいということでお願いしたいと思います。結局、福祉事業所でも医療でも使えるので、そういうことにあまりなじみのない事業者も結構多いので、全庁的にやったださるんだと思うんですけど、そこをよろしくお願いしたいと思っています。

◎杉本雇用労働政策課長 これまでの補助金もそうだったと思うんですが、そういったことがないように、できるだけ支援をできるような形で、いろいろ考えてまいりたいと思っています。

◎塚地委員 それで、募集の開始の段階で早い者勝ちになるのかということがあって。そうなるとやっぱり大きいところは手順よく、はい開始です、はい手続に行けましたみたいなことになって、小さいところは出遅れる可能性も。この8,800人で打ち止めとなる可能性もあったりして、そこが私も心配しているんです。結構大きいところが、もう整えました、募集開始しました、はい、いっぱいになりましたみたいな。そんな心配はないんでしょうか。

◎杉本雇用労働政策課長 そういうことがないように、方法としましていろいろ考えてまいりたいと思います。小さいところに、どう支援できるかのところは、確かに考えていく必要があると思います。どうしてもその順番という形のところ、そこはそれで進めていくのは、もう進めていかざるを得ないのかなとは考えております。

◎塚地委員 できたら、そこが何かこう規模別で分けるとか、何かそういう小さいところもちゃんと届くような工夫ができたかなというのは、私の要望としてお伝えしておきたいと思います。

◎西森（美）委員 働きやすい環境を整備するための補助金があって、それが今回また所得向上の総合補助金に移行して一元化されると。この働きやすい環境を整えるための補助金がスタートしたときに、法人が入ってなくて、そのあと医療法人、学校法人、社会福祉法人が入って、すごい改善をしてくださった経過があったと思います。先ほどの賃金向上も法人は対象になっているので、新しくできる所得向上の総合補助金も間違いなく法人も対象になって、押しなべて広く門戸を開いている認識なんですけど、間違っていないでしょうか。

◎杉本雇用労働政策課長 幅広く拾うところは私たちも聞いております。先ほどありました、働きやすい環境整備事業費補助金で対象にしていたところは、基本的に対象にしていこうということで、これまでも産業振興推進部とも話をできております。

◎西森（美）委員 この補助金は、雇用労働政策課のところでなくなってしまうんですか。先ほどは事業戦略は、基金を活用して運用益で残すものもあるっておっしゃってたんです

けれど、もう丸々総合補助金に行くと考えていいんですか。

◎杉本雇用労働政策課長 雇用労働政策課から、この働きやすい環境整備事業費補助金はなくなりまして、先ほどの所得向上に統合されることになってまいります。

◎西森（美）委員 結構使い勝手もよかったと思うので、総合補助金に行って手続が煩雑になったとか、そういうことがないようにだけ留意をしていただきたい。今回、産業デジタル化推進課、工業振興課、雇用労働政策課の3つの補助金が一部残るところもありますけど、この総合補助金に移行するので、ここは今年の実績見合いというか、そこを足らなかったのでは上乗せしようかなと思ってた課もあったので、しっかり必要な人が必要な補助を受けられるように、ハードルが高くなったってならないようにしていただきたいなと。課がまたがるので、部長にぜひお願いしたいんですけど。

◎岡田商工労働部長 所得向上の補助金は、庁内でプロジェクトチームをつくって対応していこうかという話もありますので、そこはしっかり連携しながら事業者のニーズに沿えるように取り組んでいきます。

◎弘田委員長 以上で、雇用労働政策課を終わります。

これで、商工労働部の議案を終わります。

《報告事項》

◎弘田委員長 続いて、商工労働部から1件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることといたします。

〈企業誘致課〉

◎弘田委員長 （仮称）香美楠目産業団地の開発見送りについて、企業誘致課の説明を求めます。

◎揚田企業誘致課長 本年度、委員会でも御報告しておりました（仮称）香美楠目産業団地について団地開発を見送ることとなりましたので、開発見送りに至った経緯につきまして御説明いたします。

これまでの経緯として、令和2年度に香美市は候補地選定調査を実施し、6か所の候補地を選定しました。その後、地図上の赤色、現在整備中の国道195号山田バイパスの沿線上にあり、かつ山田バイパスの整備工事で発生する残土を利用可能で、工期短縮や造成費用の削減ができる予岳地区を最適地として令和6年度に条件調査を実施しました。予岳地区での団地開発を進めるに当たっての地元説明会を、令和6年12月から昨年10月までに3回行いましたが、昨年12月8日、予岳地区自治会から反対意見書が香美市長へ提出されました。その後、団地開発の可否について香美市と県で協議を重ねましたが、翌週の12月26日、香美市長から御連絡をいただき、予岳地区から団地開発に対する反対意見が出され、当面の間は地区の賛同を得ることは困難と判断し、現時点での団地開発を見送る意向であることが示されました。

県としては、ほかの地区の意見も聞いた上で判断すべきではなどの申入れを行いました
が、香美市長様の意思は固く、共同開発の相手方が開発を見送りとする以上は県としても
見送りはやむを得ないと考えるところであります。

今回の開発見送りは、県内外の企業の事業拡大や高台移転を希望する県内企業ニーズに
対する早期の受皿確保を目指す我々にとって大変大きな痛手ですが、気持ちを改めて引き
続き市町村との連携を図りながら、新たな工業団地の早期開発に向けて取り組んでまいり
ます。

来年度からの新たな対策として、これまで県と市町村による共同開発は分譲面積が5ヘ
クタール以上になることを要件としておりました。一方で、これだけの規模の適地がなか
なかつからないことについて市町村から御意見もいただいていたため、来年度から要件
を緩和し、分譲面積3ヘクタール以上でも認めることで、新たな候補地の掘り起こしを促
していきたいと考えております。

以上で、説明終わります。

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎上治委員 今、課長が言われたように開発は、例えば今度、香美市市長選があるわけ
ですが、市長が替わって、いややっぱここをとということがあっても、もうやらないという
理解でいいんですかね。

◎揚田企業誘致課長 完全に白紙にするわけではなくて、地元の皆様の同意もしくは市長
のそういう御意向があるならば、再び検討することは可能かと考えます。

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で、企業誘致課を終わります。

これで、商工労働部を終わります。

お諮りいたします。以上をもって本日の委員会は終了とし、この後の審査については明
日行いたいと思いますが御異議ありませんか。

(異議なし)

◎弘田委員長 それでは以後の日程については、明日の午前10時から行いますのでよろ
しくお願いをいたします。

本日の委員会はこれで閉会いたします。

(15時50分閉会)